

平成16年3月10日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	21 番	中西裕司
10 番	北原慎也	22 番	小池幸照
11 番	寺山富子		
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

7 番	中村雄一郎	20 番	松尾征子
-----	-------	------	------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

平成16年3月10日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
6	16 谷 口 良 隆	1.合併について、民意を諮る必要性 2.並行在来線問題の再浮上の件 3.所謂、減反奨励金の大幅削減の影響と市農政 4.中・長期開門調査に関する意見書可決後の市の動きについて
7	4 水 頭 喜 弘	1.『宝の海』有明海再生！ ① 環境浄化槽の推進を 2. 教育問題 ① CAPプログラムの導入について 3. 新年度予算と今後の見通しについて
8	21 中 西 裕 司	1.（再生）鹿島市株式会社論について ① 市政の再生は ・ 市長の基本的姿勢について ・ 合併について ・ 行財政改革について ・ 職員の意識改革について ② 産業の再生は ・ 観光産業の振興について ・ 経済特区について

午前9時59分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

おはようございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

当面の重要課題と思われる点について4点、私なりに準備をさせていただいておりますので、通告に基づいて行いたいと思っております。

まず、合併問題についてでございます。

繰り返し、私、この問題については民意がどこにあるか、その点、現在の執行部のとらえ方についてはまだまだ不十分さ、あるいは十分確認できる域を出ていないという立場から質問をいたしてまいりましたが、その点について、あえて時期が迫っておりますので、今議会で質問をさせていただきます。

太良町との合併に向けて、桑原市長の不退転の決意という姿勢のもとで、合併協議も合併後の新しい市の名前をいかにという最終段階に入ったようでございますが、私は進むにしても、あるいは退くにしても、最終段階に入った今議会において、改めて合併についての鹿島市民の心がどこにあるのか、そのための民主的作業の必要性を求めて質問をいたします。つまり、大正、昭和の合併とは違い、今回の合併は地方自治体の自主性、主体性を持った市民が主役の選択が迫られたものであるからであります。地方自治体の選択とは、つまり、時の行政がいかに民意を酌んで、その意思決定を民意に基づいて行われるか、ここが問われているというふうに思っております。

合併の一方の当事者でございます太良町さんでは、合併問題が行政課題の俎上に乗るや、その手続の手段として、現在の手法としては最も、私なりには望ましいと考えておりますが、住民投票条例が整備をされました。

来るべき6月議会には、合併の議案が恐らく提案をされるという日程になろうかと思っておりますが、その前段の5月には同条例に基づいて太良町民の住民投票が実施されるやにお聞きをいたしております。太良町では、その投票を控えた今日、インターネットを含めて、あるいは個人の知り合い等の御意見等も拝聴する中で、今日、賛否をめぐって活発な住民の議論、動きが伝えられております。私は賛成しても反対にしても、こうした活発な動きのもとに最終的に町民の意向が示されると、それが反映をされた合併の結論が出されるということは非常に喜ばしい、望ましい姿ではないかというふうにとらえておるわけであります。

いずれにしても、町民の意思によって我が町の百年の計に立った方向が決定されるということでございます。そういう意味からは、本市の住民意向のくみ上げ方は、先ほど冒頭申しますように、依然として私は極めて不十分というふうにとらえております。

私は、武雄市を含む2市4町の合併協議に際し調査をされました、その意向調査をもって市民の意向はつかんだものとするという執行部の従来までの姿勢をいまだに理解できません。当時の意向調査は、時の課題であった2市4町の合併を基本とした意向調査でありましたし、その中で関連質問として設けられた藤津郡との合併はどうかというもので、太良町との1市1町という枠組みそのものを焦点にしたものではなかったことに、いまだ不満を

残しているということを繰り返し申し上げているわけであります。

また、当時の意向調査で50.1%の市民が1市1町の合併に賛成ととれるという執行部の判断でございますが、この50.1%の数値自体が分水点にある数値でありますと同時に、50.1%という数値は、一般的な意味での合併自体は賛成だという意向の方と、藤津郡3町を視野に入れた本市との合併について賛成という数値を合計された数値でございます。繰り返しますように、必ずしも太良町との合併を市民として想定された時点での回答ではなかったと言えない面も多分に含まれているというふうに私は解釈をいたしております。

私の言っていることが、改めて屋上屋の調査をする必要はないということでございますれば、私が引き下がらなければならない話でございますけれども、私自身はただいま申し上げますような理由で、決して屋上屋ではないというふうに思っております。再び調査に答えていただく側に回る市民にとっても、ごく自然に受け入れられ、むしろその執行部の慎重な姿勢に賛意が贈られ、合点づくで事の方向性が確認をされるわけでございます。

桑原市長がよく口にされるように、合併問題は百年の大計であります。百年の計を立てようとするときに、端的に、具体的に市民にその意思を問うことに、なぜちゅうちょがあるのか、むしろその方が理解に苦しむわけでございます。

民主主義の手続は一見ロスのようにも考えられがちですが、合併を決める主役が市民であるならば、当然の行政手続と考えるわけでございます。調査の結果、結果がいかなる形になろうと、この問題だけは民意に諮られるべきでございます。

去る1月21日と22日の両日にかけて市内6地区で開かれました住民説明会は、私も参加をさせていただきましたけれども、参加者数、あるいは出された意見ともに、極めて低調であったという感想を受けております。参加者の間からも、そうした感想が今日伝えられております。

執行部自体は、確かに長い期間かけて議論をされてまいっておりますので、相当熱が上がっておられるとしても、市民にその熱がいかほど伝わっているのか、そうしたことを考えれば考えるほど、市民の懐に今日飛び込んで、その意向が把握されるべきではないでしょうか。将来の世代に禍根を残さないためにも、市民に直接問いかけることを改めて御意見をさせていただき、桑原市長の答弁を改めて求めたいというふうに思います。

次に、二つ目の並行在来線の問題でございます。

年明けを前後いたしまして、にわかに新幹線長崎ルート建設問題が報道されておりますが、市民の間には長崎本線のその後を危ぶむ声もぼちぼち出始めておるようでございます。

従来から桑原市長は、新幹線長崎ルートに絡む長崎本線の存続問題については、みずから先頭に立ち、市民や沿線住民の利益を守るという立場から、その相手がたとえ国家プロジェクトであっても毅然とした態度で、その利益を守るために奮闘努力をされたことにまずもって敬意を表しておきたいというふうに思いますが、このたびの再燃しそうな動きの中でも、

その姿勢を堅持して所期の目的が達成できますよう、さらにねじを巻いて努力をいただきますようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、2点程度になると思いますが、質問をいたしておきたいと思います。

思い起こしてみますと、平成13年の初頭ではなかったかと思いますが、存続運動を一時休止された、その時点において、桑原市長はこういうふうに申しておられたというふうに記憶をいたしております。それは、平成13年度政府予算に新幹線長崎ルートが盛り込まれなかったことは、つまり、実現がかなり先に遠のくと考えてよい、そういう趣旨の発言を私たち議会にも、多分全員協議会の場ではなかったかと思いますが、説明をされてまいったと記憶をいたしております。そのかなり先とは、10年、あるいはそれ以上ではないかというような数値も示されたような記憶がございます。桑原市長は、その根拠として、JR九州の当時の社長さんが長崎ルートの着工については鹿児島ルート全体の完成に見通しがつく段階でからしかなないと着工できないという意向表明があったこと、あるいは佐賀県当局が沿線自治体の意向を重視しているという点が根拠とされていたというふうに考えております。

非公式の、議事録として残る議論の場所ではございませんでしたので、あいまいな記憶で、こうした公式の場で私も発言するのはいかがかと思って、大分議事録等をめくって見ておりましたところ、平成12年12月の定例議会におきまして井手常道議員の一般質問に対する桑原市長の答弁が残っておりました。必要であれば、後から読み上げたいと思いますが。

その結果、長崎本線存続期成会は活動を中止されたということになっております。そうした経過を踏まえるなら、今なぜ長崎ルートの議論の浮上なのかということになります。当時の見通しは甘かったのではないかという感じも抱くわけですが、ここら辺について、市長の当時の判断と今日の状況のギャップ感を我々は感じておるわけですが、それに対する所見などお持ちならば、お伝えをいただきたいと思います。

なお、このたび、ひとつ華々しく九州新幹線の八代から鹿児島の間が部分開業をされたということから、静けさを保っておったこの長崎ルートの問題について、一つの議論の種がまかれているという楽観的な観測もできないわけではございませんけれども、ことし5月までに与党合意を図るという新聞報道等、あるいは直接工事費ではないにいたしましても、平成16年度の着工が見送られるという政治判断がなされましたけど、その見返りという格好で、調査費や新幹線を予定した駅舎の整備費が予算計上をされようという動き等々考えれば、あながち楽観視できない現状も、片方には横たわっているというふうに判断をいたされます。

近年、保健所の統廃合の問題、あるいは過去には食糧事務所の武雄統合の問題や、あるいは養護学校の塩田決着など、本市の重要な運動課題としてきた課題が必ずしも思うに任せてこなかった経過を念頭にしますと、市民の間には今回の問題にも下手をすればという不安が聞かれる場面もあるところがございますので、先日の二方のこの場における一般質問とも重複がございましょうけれども、その点について市長の決意と申しますか、含めて御見解を示

していただきたいということでございます。

いま一つ、この場においてお尋ねをしておきたい点は、存続期成会の運動基盤の拡大、発展の対策の立場からお尋ねをいたします。

当時、沿線市町村のうち、小長井町と高来町の場合は長崎県との絡みの中で、途中で期成会から外れておられます。佐賀県内におきましては、その後、合併問題とも絡んで、固有名称を出して恐縮な点もございますが、塩田町さんや江北町さんなどの態度も微妙に気になる点がございます。

過日、期成会の再スタートが切られたというふうに伝えられておりますけれども、ことし5月中には政府・与党としての方針が固められるという政治的な日程関係からも、早急にかつて並み、あるいはそれ以上の運動母体を整備する必要があるかと考えております。住民参加の運動をどのように考えられておるのか、現状と今後についての方針の一端でもお知らせいただければと存じます。

古川知事さんが地元同意の前提は沿線市町の同意ということの一つの担保としていただいているということ、過日の質問で市長の方から示されましたけど、3月8日の県議会一般質問に、長崎ルートは基本的には推進の立場をとるとした上で、国の今後の動向を見きわめ、できるだけ早く沿線市町との協議を行いたいというふうに古川知事さんは答弁をされた旨の報道がなされております。それをどういうふうに取り取るのかというのは、いろいろな立場からございましょうけれども、必ずしも古川知事さんが沿線自治体の意向だけに沿って県の方針が固められるという答弁ではなさそうならえ方もされそうな発言になっております。それ相当の熱意と運動の背景が沿線の中にでき上がらない限りは、先ほど申し上げますような危惧が増していくというふうに私は考えます。その点、運動の強化を前提にお尋ねをいたしておるわけでありませう。

あわせて、市長も気にされておられます最終的な政治決着という点での対策について、市長の立場、または期成会の一つの団体として、政財的關係強化をいかに考えられ、対策を講じられようとしておるのか、その点についてもよろしければ、許される範囲でお伝えいただければというふうに存じます。

次に、3点目の質問でございます。

いわゆる減反奨励金が平成16年度につきましては大幅に削減をされるという情勢のもとで、本市の農業、農政を守るという立場から質問をいたします。

平成16年度の、いわゆる減反政策は、面積割り当てから出荷量の割り当て方式に切りかえられ、生産した米は農業者や農業団体の責任で販売をなささいという色合いがますます濃くなってまいりました。

また、減反奨励金も平成16年度は地域の条件で若干の差異はあるにしても、例えば、私の地元の生産組合の概算でまいりますと、1反当たり、昨年の75千円の奨励金から40千円、場

合によってはそれを下回る可能性もあるという見方もされております。例えば、1町歩作付をされる農家に例えますと、350千円程度の減収になるということになります。この金額は、本市内の一般的なサラリーマンのおおむね2カ月程度の給与カットにも相当します。なかなか大変な農業行政になろうとしているものだというふうに考えておるところでございますが、田園都市を標榜する本市にとっても大きな経済的な痛手となっていくものと思われま

す。

つい先日、平成13年度の全国県民所得を内閣府が発表いたしてございましたが、佐賀県民1人当たりの県民所得は2,450千円と報道されておりました。対前年比で過去最大のマイナス4.1%、全国平均よりも518千円低く、全国31位の地位でございます。

今日の給与削減、あるいはリストラ等のおおりで、全所得者層の75%を占める雇用者報酬が1.2%減ったことで、全体的な所得を引き下げた要因が大きいと分析をされておりますが、産業別に見ると、公共工事の削減で建設業が23.3%も減少をいたしてあります。その次に次ぐのが、減反政策等のおおりで農業が8.1%減少しているというふうに言われております。農業経営は一般の企業経営とは違って、作付から価格の決定に至るまで政府の政策によるところが大きいわけでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、従来、鹿島市農政は国県農政の通過政策にすぎなかったと私なりに酷評をいたしてありますが、こうした時期に、農業都市としての地の利を生かした農政をどう本市として展開をしていこうと考えておられるのかについてお尋ねをいたします。

恐らくこうした質問をいたしますと、総論的に、こういうふうな農業でありたいという答弁を繰り返し従来どおりされると思いますが、そうした答弁は、この際必要ございません。

私も農家経営者の一人でございますが、農業は百姓と申します。「百の姓(かばね)」と書くわけでありますが、農政はすべて網羅する秘訣はございません。具体的に可能な施策を一つずつ、行政が地下足袋をはいて農業現場に入り込む心構えで政策を探っていく必要があるというふうに基本的に私は考えておるわけであります。

過去、営農センターの廃止の問題や、先ほど来までの農林公社構想も事実上棚上げされ、農政からの撤退の感否めない現状の中で、この先の新しい時代に対応する所信並びに具体的農政の一端でもひもといていただければ、今日危機感をあおられている今日の農業者に対する安心感の一端にでもなろうかと思うわけでございますが、平成16年度の、それにかわる鹿島市農政、補強をするような農政をいかように考えておられるのかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、最後になりますが、中・長期の開門調査、いわゆる諫早湾締め切りの開門調査に関する質問でございます。

農水省は、諫早湾干拓事業を平成18年度に完成をさせたいという方針で、市民から、ある

いは多くの漁民の皆さんからの声や地方自治体の意向をよそに、現場周辺には鉄条網まで張りめぐらせて工事を進められております。多くの学者や研究者らの科学的裏づけをもって見ても、有明海異変の主因は諫早湾干拓事業にあるのではないかということが数多く、強く指摘をされてきたところでございますが、農水省は理論的な反論もほとんど行うことなく、複合原因説を繰り返して今日に至ってきております。

沿岸自治体の首長さんたちが中・長期開門調査の必要性を公にされておるのは、古川佐賀県知事や本市の桑原市長を初め、まだほんの一部にとどまっていると。立場上やむを得ない点もあろうかと思いますが、一方、政治的な立場で、昨年12月議会では佐賀県、福岡県、熊本県の各県議会を初め、本市議会を含めて沿岸27市町村議会で、その実施を求める意見書も可決されました。

この3月議会でも、さらに他の議会にも波及するものと考えられますし、願いたいものがございますが、こうした動きは今後、政治的に大きな役割を果たしていくものと私なりには考え、喜んでいる一人でございますけれども、こうした新たな動きの中で、行政としていかにそうした政治的な環境を生かして対応をしていこうとされているのか、余り見てとれないところでございます。そういった点で、行政として事務的な立場を越えて運動的見地でどうした取り組みを考えようとされておるのか、見えないわけであります。

そこで、お尋ねでございます。

昨秋の全国市長会要望に向けた取り組みの結果についてはどういうふうになってきたのか。あるいは鹿島市として、12月議会の意見書可決を受けて、どのような行政的な動きで対応されてきたのかについてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは私の方からは、谷口議員の1回目の御質問の中での第1番目、合併について民意を諮る必要性についてお答えをいたします。

この合併につきましては、鹿島市といたしましても住民の皆さんに対し、まず合併の必要性を説明しながら、次に意向調査等を実施するに当たりましては、今後の道筋についてもきちんと説明をしながら進めてきたところでございます。

このような中、意向調査では、2市4町の枠組みが成立しなかった場合には、その後の進め方について住民の意見を問い、集約した結果、鹿島市と藤津郡内の町との枠組みという意見が最も多かったところでございます。そこで、まず1市3町の枠組みに懸命に努力をいたしましたけれども、最終的には鹿島市と太良町の1市1町の枠組みで合併協議を進めていくことになったところでございます。

その後、ここ1年間の間に市町村をめぐる環境は大きく変化してまいりました。特に財政

状況は、国の三位一体改革の実施等により地方交付税の額が大きく減額されることになりまして、このままでは現状のサービス維持そのものも困難となってくることから、合併の必要性というものがますます高まってきたと思っております。

この難局を乗り切るためには、合併をして、特例期間の10年間の優遇措置を活用しながら、その間に行財政改革を実行し、体制をスリム化して、足腰の強い行政体をつくり上げなければならないと思っております。そのために、現在は合併に向けて全力を傾けて進めております。

なお、4月13日ごろまでには協定項目のすべての協議が終了し、まちづくり計画もでき上がりますので、最終の住民説明会も、その後開催をしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

農政の問題等は、また別に課長なりが答弁いたしますが、引き続きこういう問題から長崎本線存続の問題、こういうふうに流れた方が話がわかりやすいただろうということで、この時点で私がお答えをいたします。

まず、合併についての民意を諮る必要性ということではありますが、これは住民意向調査という形で基礎調査はやったという認識を持っております。

現在、法定合併協議会で、先ほど申しましたように、鋭意努力をしているところでありますが、最終的には廃置分合議案を議会に提案します。議会、あるいは一人一人の議員さんは、この民意をくみ取って賛否をされるはずですので、そこに私はお諮りを申し上げたいと、こういうふうに思っております。

それから、この並行在来線問題の再浮上の件ということではありますが、ちょっと済みません、資料をとります。

まず、励ましをいただきましてありがとうございます。長崎ルートに着工はかなり先ということと言ったと、見通しが甘かったのではないかとということではありますが、そうは思っておりません。

まず、議案書をコピーいたしておりますが、このところで、「やはりこの長崎ルートの着工というものは、少なくともかなり先にずれ込んでいくんじゃないかという見通しを私は現在持っております」と、こういうふうに議事録に載っております。

現に、この時点は、あと政府・与党申し合わせがこの年の――これは12月議会での私の答弁を今申し上げましたが、12月18日に政府・与党申し合わせの「整備新幹線の取り扱いについて」と、これが公表になって決定をしております。12月18日付ですね。で、この答弁はそれより前と、時系列的に見ればそれより前ということになります。この時点で私は先にず

れ込むという予測をしておりましたが、現にこの年の12月18日には着工区間には長崎ルートは入りませんでしたし、それから既に3年たっております。

今回、長崎ルートの問題が浮上しておりますが、着工が決まったわけじゃないですね、今からですね。だから、そういう意味で私は着工にならないように頑張るということでありますから、甘いも何もないということになります。

私がもし数字を言ったとしたら、10年先、20年先と。これは、私がなぜその時点で並行在来線の経営分離に対して同意をしないかと。当時、私はいろんな場所でこういう言い方をしておりました。この並行在来線が切り離されるのは、例えば新幹線長崎ルートが完成をして、これが供用開始になる時点で切り離しになるわけですね。そこまでは経営分離はなされないんです。そういう仕掛けになっております。

その12年の与党申し合わせの中に、おおむね12年後の完成を目指す、ほかの長野―富山間とか、「12年」という数字が大体一つのめどであるんですね。その時点から言いますと、12年から言いますと、例えば、すぐ着工になったとしても、本格着工から12年後ですから、平成12年から言えば平成24年というふうになります。10年から20年後に切り離される、そのときの交通体系の鉄道の重要性というものがどういうふうになっているか、現時点ではかることができないと。だから、そういう先のことを私は同意をするわけにはいかないと。こういうことは随所で申し上げておりますので、何もその着工が何年先というふうな数字はどこにも出ておりませんし、またそこを限定した言い方でしているはずはないというふうに思っております。

それから、ちょっとこれは、こういう御質問が出ましたので、昨日、県議会において、これは議長さん、あるいは青木特別委員長さんも傍聴に行かれたそうではありますが、鹿島市出身の土井県議の質問に対する知事の答弁を――これは大事なことから、私が非常に心配しておったことも核心をついた質問、あるいは答弁がなされておりますので、御紹介をいたしたいと思います。

まず第1回目の質問で、新幹線長崎ルートの整備は県民の共通認識が得られていると、言いがたいと。そういうふうなことを申されまして、質問の内容の1番目に、佐賀県の地域負担はどうなるのか。2番目に、費用対効果についてどのように考えているのか。3番目に、並行在来線問題についてどのように考えているのかと、こういうふうな質問を1回目になされております。これに対して古川知事の答弁が、九州新幹線長崎ルートの整備は、まず武雄温泉―長崎間の約67キロメートルの総工事費が約4,100億円。実は、これは平成9年の試算だと思えます。これを距離案分すると、佐賀県区間が約17キロメートルで約980億円と、受益負担の割合がですね。長崎県と佐賀県の割合、佐賀県負担は17キロメートル分の約980億円と。この地域負担は、全国新幹線鉄道整備法によりJR負担額を控除した後に、国と県が2対1の割合で負担することとなると、こういうふうになっているんです。逆に言

えば、JR負担というのは利益の範囲内となっていますから、利益が出ないとJRは負担しないと、こういうことになっているわけですね。そして、国と県が2対1の割合で負担することとなると。また、これに対して交付税措置がなされることから、実質の負担額としては約15%、980億円の約15%の150億円程度と。それから、さらに肥前山口ー武雄温泉間の複線化に要する経費が120億円かかりますと。980億円のほかに複線化の経費が120億円かかりますと。これは、幹線鉄道整備事業の枠組みの中で行われ、地方負担を約25%、地方負担が約25%あるということですね。これを計算すると約30億円と見込まれる。よって、実質負担額は合計180億円、150億円と30億円の180億円と。

それから、この2番目の質問に対する費用対効果の面、武雄温泉ー長崎間に新線をつくり、武雄温泉ー博多間は在来線を使う、いわゆるスーパー特急方式であると。したがって、時間短縮効果については、県の真ん中から東の方については直接的効果は小さいと思われる。武雄温泉から佐賀に向かって、そっち側の、つまり佐賀駅とか武雄温泉駅とかは直接的効果は小さいと思われる。

次に、武雄温泉駅ー嬉野温泉駅に新幹線の駅が整備され、特に嬉野温泉駅は新駅ができることから、ここはJRが現在通っておりませんのでね、この部分については新たな観光需要が期待できるという経済効果もあると考えると。

いずれにしても、県としては、新幹線長崎ルートの整備は将来を展望した全国高速交通ネットワークの建設に資するものであり、長期的展望に立って推進すべき事業であると認識していると。これは要点引きをしておりますので、要点としてはこういうことの答弁をなされております。

それから、三つ目の質問に対して、並行在来線の取り扱いについては、平成8年12月の政府・与党合意において、並行在来線の経営分離については工事実施計画の認可前に沿線地方公共団体及びJRを経て確定することとされており、沿線自治体の同意が、国が着工認可を決定するときの前提条件とされている。県としては、並行在来線問題が大きな課題であるということをも十分認識している。未着工区間の見直しに当たり、並行在来線経営分離についての沿線市町の意向を十分尊重して対応していきたい。そのためにも沿線市町と協議をできるだけ早期に行い、きちんと向き合って話し合っていきたいと考えている。1回目の質問に対しては、こういう答弁をなされております。

それから、土井県議の2回目の質問は2点あります。まず1点目が、着工認可前ということとは着工区間の決定前とどう違うのかと。これは私が懸念として持っているということ、このことでもあります。

それから2点目が、沿線自治体と話をするというが、与党が5月までに結論を出すと言っているが、余りにも時間が過ぎ過ぎるのではないかと、こういう質問をされております。

これに対する答弁、これは午後になりますが、まず1点目の質問に対して、新幹線の流れ

を説明すると、現在、鉄道公団から国土交通大臣へ認可申請の段階である。そして、今、自民党、そして与党の中で委員会やプロジェクトチームをつくって検討がなされている。そして、次に政府が加わった政府・与党の検討が行われることとなる。

現在は、いわば政治ベースでの検討段階である。今後は、政府・与党——これは政府も加わった形ですね、政府・与党の検討委員会で着工方針の決定がなされるが、その着工方針が決定される前に並行在来線の地元自治体の同意の確認が求められると、手続がこういうふうになっておりますからということですね。

したがいまして、先ほど言われましたように、できるだけ県としては早く沿線市町との話し合いをやっていきたいというふうなことを申されておりますが、それに対しては私は、この場で申し上げますが、まずやっぱり県の話は聞かずにいかんと思うんですね。そして、最終的には十分な検討をして、そして沿線の立場、あるいは県民の一員であります、それから西九州地域の一員としての立場から、総合的にこのことを判断して結論を出していかなければいけないと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

谷口議員の、減反奨励金の大幅削減の影響と市農政ということで、その中で今後の鹿島市の農政についてということでお尋ねでございますので、御答弁をいたします。

その前に、先ほど議員申されますように、今回、米の政策が大きく変わろうとしています。これが何で変わろうとしているかということはおもう議員申されたとおり、今、国の政策の中で、今回言われているのは、昭和46年から生産調整に取り組みがなされてきました。しかし、それ以上にやはり米が残ってきているというふうなことの対応ということが、今後どうしていくかということが問われております。先ほど言われましたように、減反という部分で今まで取り組みをしていましたけれども、今後は生産者自身が売れる米をつくりながら、じゃ、これを幾ら売っていくのかということで、つくれる面積というのが割り当てが今度なされております。それと、もう一つ大きく変わってきているのは、今の農政の中で、皆さん各集落を見ていただくとおわかりのように、じゃ、後の後継者、10年後を含めて後継者がどのような形でいるのかという部分を見た中で、現在の鹿島の状況を申し上げますと、農家人口でいきますと、これは平成12年のことですが、9,494名ということですが、これはちなみに平成7年でいいますと1万440名あったわけなんです。その中で、65歳以上の就業者が38%、12年で48.8%、現在もう50%を超えております。

それで、あと兼業農家、また農業を主とした第1種兼業農家というのが平成7年で23.7%、12年で20%というふうに、第2種の、所得が農業じゃなくて、ほかの部分で所得した分が平

成7年に63.2%でしたのが、平成12年には66%というふうになってきておりまして、農業を主とする部分はかなり減ってきている状況でございます。今後、その集落の農業を維持していくためにという政策で、今度、この農業の政策大綱が大きく変わってきていると思います。

それで、先ほど申されました助成金の問題ですけれども、昨年というか、今年度、15年度までは鹿島市に対して193,000千円が助成金として出てきております。来年予定されています助成が110,000千円ということで、92,000千円の減という形になります。これには、今までの部分では御存じのとおり、とも補償という形で拠出金が37,000千円ありましたので、その分の差し引きをしますと、実質は55,000千円の減ということになります。今度の助成金の使途について言われていますのが、この価格の補償についてという形では使えないように今なっています。それで今回は、今後農政をどうやっていくのかという部分についての使い方ということで、今ビジョンを作成しながら新年度に向けて準備を行っているところでございます。

今後の農政ということで御質問がございましたので、市といたしましては、国、県の流れの中でという農政だけにということでございますけれども、確かに市行政としての一つの役割としては、農業基盤の整備というのを行政の部分で手伝いをしていくということが主になってくるだろうと思います。それで、あとその実際の農業を営む部分については、やはり農家の皆さんたちが努力をしていただきたい。それについては行政も一緒にやっていきたいと思っておりますけれども、主体的にはそういう環境の整備を、まず国、県の助成をもらいながら整備をしていきたいということで、鹿島の圃場整備を見ましても、もう90%以上が一応終わっています。そういうふうに基盤の整備というのが主な仕事だと思います。

それで、今までも鹿島の農業の中で、施設園芸については県内でも今、優秀なメンバーで表彰を受けたりという人たちも大分出てきているように思います。今、農林水産課で考えているのは、JAさんを主体として、今系統での出荷というのを主にやっておられます。この系統出荷ということで、多量の品物をさばくには当然これがいいんです。それともう一つは、今直売所というのが鹿島には10店舗ほどありますけれども、今県内でもこういう売り方というのが鹿島の方では進んでいるという状況ですので、この辺もあわせて今後進めていきたいというふうに思っています。

それから、諫早湾の問題になりますけれども、これは先ほど議員申されますように12月議会で議決していただきまして、それを送ったところですが、今、国の流れ、農政局の流れということで、今回、中・長期の開門調査についての検討会が12月に一応終わりました。このことについてはもう議員は御存じだと思いますけれども、その結果については、それを開門することによっての被害といいますか、これは短期調査の統計も出ていますが、その周辺についての被害が出ていると。これを中期にということになれば、そういう被害に対す

る手当というのが試算で 420億円ぐらいかかるということと、その他、その復元等について数十億円の金額がかかるということで、今の国の方向としては、中・長期をやって、必ずそれが原因というのがあれば、それだけ金をかけてもというんですが、検討会の中ではその必ずという指標が出ていないという中で、それだけの金をそれにかけるというのはということで、方向的にはそれを有明海の再生に使っていききたいというふうな方向がこの間説明をされました。

だから、その辺も含めて、そして九州市長会の中で市長が提案をされる段階で、やはり長崎県の反対もありまして、九州市長会でそれを全体で採択するのは非常に困難だということがございまして、市長会の方では取り上げられておらないような状況もございまして。

そういうことで、なかなか全体で進めていくというのが非常に困難な状況ですので、鹿島市としては、幸い知事がその表明をされておりますので、県と一緒にやってその辺に取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

諫早湾の中・長期開門調査のことで、九州市長会提案、これは先ほど答えましたが、ちょっと中身を申し上げます。

まず、国へ要望する場合、市長会として要望する場合には、佐賀県の市長会に諮ります。それから、この中から抽出をして九州市長会に諮ります。そこで合意を見たものについて、その中でまた限定をして、国に全国市長会の要望として言うと、こういう手順になっているわけですね。

それで、私が申し上げておりましたように、まず佐賀県内の市長会にこのことを持ち出しまして、ここでは一応可決を見たわけですね。そのときに、このことについて県は確認しているかという質問もありましたので、あるいはまた県の立場というものを確認する意味で、佐賀県市長会の会長の横尾市長と私と2人で古川知事に会いに行きました。それで、知事は、いや、私も中・長期開門調査すべしと言っていますから、それはもう九州市長会に出されて結構ですよと、まずそのことがございました。

で、こちらから、ところで、九州知事会には、じゃ古川知事さんは、この中・長期開門調査についての要望はなされておりますかと言ったら、それはしていないと。それはなぜですかと言ったら、通常やっぱり知事会、市長会も一緒ですが、全体の、反対するところがあったり、賛成するところがあったりということは、その場に持ち出すということはないというふうになっているからと。これはこれで理解ができたわけですね。こういうことをまず佐賀県内でやりました。

先ほど申し上げましたように、一応は佐賀県内の市長会では合意を見ましたが、そのうちに先ほどちょっと課長が触れましたが、長崎県の筋から反対が出ていますという情報が佐賀県市長会の事務局に入ってまいりまして、そして、横尾佐賀県市長会の会長を交えて協議をいたしました。いや、絶対おれは引き下がらんと、なおさらこれはやりにゃいかんということで粘ってやっていたわけですが、どうも情報を、例えば福岡県、熊本県の市長会の情報もとってくれと。ただ、福岡県は当時は——今はちょっと私もわかりませんが、当時はまだ福岡県の知事さんが中・長期開門調査について賛成とも反対とも言うておられないと。その段階で市長会が独自で中・長期開門調査に賛成するわけにはいかないと。どうもそういうふうに意見がまとまっているらしいという情報が入りました。熊本県はどうかと。熊本県もちょっと賛否ははっきりしないと。それ以外は余りこの問題については直接関係者じゃないですから。通常、九州市長会でいろんな要望、提案があった場合に、全体合意をという形で全部採択するんですね。これを横尾会長といろいろ話をしておったら、どうも異論がかなり出るだろうと。その場合に、まず多数決をとるということがないんです、多数決で決めるということにはなりません。全体が大まか合意ができれば、それを採択するというあれだから。

これが、結果的にこういう状況を判断して、佐賀県から私が提案をするという形で出しても、これがそのまま通るということは非常に難しい状況だという判断をいたしました。中・長期開門調査を提案したものが採択されないとすると、これはマスコミ報道等で「採択されなかった」ということが報道されると、かえって逆効果だと。中・長期開門調査をすべしという側から言えば逆効果じゃないかという、そういう判断をしまして、実は取り下げたと、こういう経緯がございます。

しかし、私は現在でも中・長期開門調査はすべしだというふうにこの場でも申し上げますし、そう思っておりますし、また県の古川知事もそういう強固な意思を持っておられますので、県と連携をとりながら、このことについては今からも推進をしていきたいと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまそれぞれ御答弁をいただきましたが、順を追って、私なりに答弁に対する感想を踏まえて2回目の質問をいたしたいと思いますが、合併についての民意の関係ですけど、執行部としては微動だにされないようでございますので、この上この場で議論をしてみてもというような気がします。要するに民意の基礎調査はやったという認識に立っておって、最終的な民意の参酌というのは各議員、あるいは議会がそれを代弁する立場にあるということで、来るべき議会提案で民意を反映する決着を議会に付託をするということに尽きそうな答弁で

あったと思っております。

そういった点で、議会としても大変、当然のことではございますが、民意の参酌というのは組織的にはまだやっていないわけで、できれば執行部と一緒に民意の合致を見たいというふうに考えておりましたが、課題を議会に託されたということでございますので、この場ではそれを受けとめておきたいというふうに思っております。

執行部としては日程的にも物理的にも無理だということであれば、私もこの場で取り上げる必要はなかったと思うんですが、猶予もあるわけであって、市長は行政の手法として、市民総参加というのを都度都度言われますですね。その市民総参加の手続を求めているわけですが、そういうふうなことでございますので、言っていることと実際のこととは違うんじゃないかという実感も残りますが、課題を残したまま、この点については終わりたいと思います。

次に、二つ目の並行在来線の件でございますが、説明では、先日までのお二方の説明に新たな県議会の動き等々も今加えて説明をされておりましたので、大体新聞報道等を含めて承知をいたしておるわけでございますが、問題というのはやはり知事が最終判断をされるという段階では、地元沿線自治体に意向を聞かれるということでございますけど、ここにぐらつきがあったのではやっぱり結果として大変厳しい結果が想定をされるという点ですので、私がこの際指摘を申し上げて、要望を申し上げておきたいのは、先ほども申し上げますように、平成12年までに沿線自治体でつくられたその期成会の勢いというものがどこまで確保できるのか。そうした背景をつくらないことには、各個攻撃もやられていくという可能性も十分残るわけでありまして。

それから、ちょっと気になったのは、ただいまの市長の答弁の中に、本市としても県民の一員でもあるというのも、その判断の一つに——今初めて言われましたけど、それが何を意味しておるのかちょっと私も理解できなかったわけですが、その点もう一つお尋ねを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、減反の関係でございますけど、市農政の主たる仕事というのを今基盤整備であるというふうに申されました。基盤整備はもう桑原市政になる以前の馬場市政で、ほぼ——まだ一部には整備を続けられているところもございますけど、ほぼ99.5%は完了をいたしておったわけで、よく言われるように、ハード事業、ハードからソフトへの時代と時期的にも一致を、全体的な政策とも一致をいたしますが、ソフト面での本市の営農方針というのはどこにあるのかということをお尋ねしているわけですね。

そういった点では、やっぱり今の市農政には不十分さが、ただいまの答弁を聞いておっても穴があいている。これはもう現在だけじゃないんです。従来からソフト面での農業政策に頭が置かれていない、そのことを反映する答弁ではなかったかというふうにとらえておるわけございまして、具体的に幾らか方針が出されたというのは、直売所等の充実などにも若

干努力をしたいというようなことを申しておられますけど、私が問うておるのは、頭の発想がまた違うわけですので、ずれがあるわけでございましょうけど、低迷久しいこの農業環境の中で、農林業以外に何も無いと言われた、何もなかったと言われた、その過疎地に拍車のかかるようなまち、若者が定着をしない、Uターンもしてくれない、そういうところこそ頑張っておるんですね。例えば、熊本県の小国町とか宮崎県の綾町などはよく例に挙げられますけど、その町の農政というのが、ハード事業、いわゆる基盤整備をしたからそういうふうになったかといえば、そうじゃないんですね。やっぱりそういうソフト面での町の生き残りを本当に町を挙げて方針を確立して、町民、差し当たり農林業者とか団体とか、そういうところと十分連携をとって、民間と行政が一体となってソフト事業を取り組んだ結果が、そういうすばらしい事例を発生しているんだというところに私は学んでいただきたいと、学ぶべきではないかと、そういう時代に入っておるということを繰り返し申し上げておるんですが、感覚をまず変えていただかねばならないというふうに思うんです。いわば地の利を生かした成功例ですね、そういうのがある。

だから、鹿島は鹿島の地の利があるんですね。そこに気づいてほしいと思うんです。例えば、これはまだ、それは執行部は夢の話というふうに思われるかもわかりません。鹿島市の場合の事例を言いますと、鹿島は米をつくる造り酒屋、この間の「おい、ニッポン 私の・好きな・佐賀県」やったですかね、BSで丸一日かけて報道があっておりましたが、そこにも出ました鹿島の酒どころですね、そういう地の利があるんですね。ここでつくられている酒というのは、やっぱり今日は全国の酒に比べて品質の差別化を図ったり、あるいは焼酎ブームなどのあおりから、どうしてもやっぱり今日売れる酒をつくるためには、本醸造とか吟醸酒など高品質化をしております。地元の酒もそういうところが成功事例を出されております。

ある造り酒屋さんに聞いてみますと、地元で酒米が欲しいという声は少なくありません。そこの連携の可能性というのは、私はあると思うんですね。そういった点からいくなれば、酒米として適していると言われます山田錦とか、あるいはさかの華、西海 134号など、高品質酒をつくるための製造に適した米を減反される水田に奨励したらどうかというスポットが当たってくると思うんです。それも個々の農家ではやはり農業用水の確保という観点からは集団でなければできないという無理がございますので、なかなかそれが需要に対して供給体制ができないというところにひっかかっておるんですね。そこが行政の働きかけとして出番になるんじゃないかというところがあります。

現在、酒米として生産されている水田については、耕作田としてカウントをされているようでありますので、政府とか県の農業部局などと話をつける役割を演じることもまた出てくると思います。制度や運用を変える仕事は、従来の発想では行政にとっては壁なのかもわかりませんが、当たって砕けて、先ほど事例を言うような町が先例地としてあるんです。

大きくは秋田県の大潟村などについては、昭和40年代から始まったこの減反政策を是とせず、かつては全国の非難農家、非難をされる自治体であったという記憶がございますが、現在はすぐれて評価をされる水田農業地帯としての地位を築かれております。そうした姿勢に学ぶ必要も片方ではあろうかと思うんです。そうした問題が解決をすれば、鹿島市は酒米の全国への輸出自治体にもなり得るわけですね。地産地消という言葉が農政を語る際の一つの常識言葉に今日なっておりますけど、そうした政策を実現させ得るとするならば、世の中の一つの話題にも当然なりますし、今日政府が進めている特区問題ですね、先日も特区の問題が質問で出ておりましたけど、酒米生産特区としての地位を確保する可能性だっただけで出てこようかと思えます。

百姓というのは、先ほども言いましたように「百の姓（かばね）」で成り立っているのが農業です。一つ一つのそうしたところに行政として目を向ける、そういった点がやっぱりまだ弱いような実感を持ちます。

そういった点で、発想の転換をこの際、農業都市というその標榜を変えれば別ですけど、農業都市という以上は農業都市にふさわしい農政を生み出すという観点から発想の転換をこの際求めておきたいというふうに考えております。

この議論は1回では終わらないと思えますが、一つの問題提起としてお受けとめいただきたいというふうに思っております。

最後の中・長期開門調査の件でございますが、努力をしていただいていることについては繰り返し私も評価をいたしております。九州市長会の経過も聞きましたけど、そこは事情はよくわかります。1県でも反対があるところに、全会一致というのが原則でしょうから、その事情はよくわかりますけど、やっぱり賛意を示す県、あるいは市町村、そういったところとの連携を探るという意味では、まだやっぱり息をついている部分もあろうかと思えますし、先ほどの担当課長の答弁の中で、確かに農水省は、開門をすれば、それにかかわって被害も片方で発生するんだと。それから、開門調査をする費用が数百億円と、これは確かな数値かどうかわかりませんが、そういうことを農水省が言ってちゅうちょをしておるのは私も存じておりますが、そういうことであるから、その費用分を有明海再生に回したらと農水省が言っておると、それを是認するような答弁のようにも聞こえましたけど。

では、市長が、あるいは県知事が開門調査を求めているということに対する行政の現場の事務部局としての発想と、私はずれを感じるんですね。市長は、中・長期開門調査に向けた市の姿勢、それに向けた市としての動きをしなきゃならんと考えておる。現場では農水省がそういうふうに言っておるからと、やっぱりつながっていないと思うんです。議会で言っていることともまたずれがあると思うんですね、やっぱり温度差があると思えます。そういった点、少し庁内内部でもそういった点での交通整理をされて、やはり中・長期開門調査に向けた運動的関知で担当部局はどういう動きをすべきなのか、可能性を探ると。そして、具体的

な手を講じていくと、そうした市政を求めてやまないわけでございます。

以上、感想を踏まえて2回目の質問を申し上げますので、必要な御答弁をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

谷口議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。先ほどの減反の問題で、鹿島市としてのハードからソフトへということでございます。

担当課といたしましては、圃場整備に限らず、今、施設園芸等を含めて、機械の購入等について県の助成あたりを入れながら整備をしております。

それで、具体的に、じゃ、今からどういうふうにとということでございますので、先日、議員の方から委員会の中でもちょっと御提案をいただきました、その酒米の問題ですけれども、早速生産者に尋ねて事情を今お話を聞きました。そしたら、当時10名程度で始められたんですけれども、なかなかこの酒米、山田錦をつくるのは非常に困難ということで、最終的に今3人になっているというふうなことです。現在鹿島でできているのは、32.19トンがつけられております。

それで、これをつくるに当たっては、先ほど議員申されますように、非常に水管理が大変で、背丈が高いもんで水をやらない、肥料をなるべく控えるとか、そういうふうな管理の段階で大変ですので、これは今ブロックローテーションで鹿島は減反をやっていますが、それに非常に似合わないところが、非常に困難というのがあるようです。だから、この辺も含めて、これは今から本格的に打ち合わせをして進めていきたいと思っております。

ちなみに、塩田では642.18トンという数字でできています。これは何かというて聞きましたら、ある酒造会社が直接金を出してつくっていただいているというふうなことで数字的に上がっているようでございます。

それから、諫早湾の中・長期の開門調査について、担当課では何か是認したようだという言い方ですが、決してそうではなくて、農政局の方で報告にわざわざ来られて、その中での話がそういう状況で進めていきたいということでしたので、こちらとしては実際その開門の部分で市長も認めておりますので、そういう方向で進めていきたいと思っておりますが、何せ担当側としては同じ部署にあります、向こうの農政局の担当部署がほかの事業と同じ部署にありまして、そういうことでなかなか話も先にかない面もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

並行在来線問題で、ちょっと気になることがあると。県民の一員であると私申しましたが、それはどういう意味を含んでいるのかということではありますが、今までは、私はできるだけ公式の場では並行在来線側からの発言に限定をしながら発言をしてきました。しかし、皆さん御存じのように、この問題は全部今議会から、そういう限定した言い方ではなくて、地元負担の問題、あるいは投資対効果と並行在来線、これはお互いにリンクしているんだという言い方をしました。つまり、我々は並行在来線問題だけではなくて、県民の一員ですから、これは地元負担というのは県費負担ですから、この問題もやっぱり我々は視野に入れて判断をしますよと。あるいは投資対効果、並行在来線を削ってまでもやる価値があるのか、あるいはこれだけの経費をかけてまで長崎ルートの価値があるのか、こういうものも含めて私は判断をしますよと、こういう意味であります。

それから、期成会の結束を図ってやらなければいけないと。もちろんそうです。これはできるというふうに思っております。

実は、きのう、土井県議の後に本山県会議員さん、この方は杵島郡からの出身であります。御存じのように元県会議長、あるいは最長老でもありますし、実力者でもあります。この方が新幹線問題に言及をされまして、そして、この新幹線には疑問があり——ちょっと今要点だけ筆記しております、疑問ありと。負担が大き過ぎる。県全体としてこの問題は考えるべきだと。財政難の折だから、この負担金というのは大きい。時間的に、あるいは費用対効果があるのかと、こういういわば我々にとっては同一機軸上の疑問を呈しておられます。

したがいまして、この期成会、杵島郡の皆さんも一緒の気持ちだろうというふうに思いますし、結束を図る。それからまた何といたしても、こういう中でも鹿島がやっぱり特急列車もとまることでもありますし、また期成会の会長は私ですので、やはり何といたしても先頭に立って、この問題に対しては対応していくと、こういう決意であります。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

次に、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、3点だけ、大きい項目で三つにわたって質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、宝の海有明海再生。その一つとして、環境浄化槽の推進をということで取り上げています。大きい2番目が、CAPプログラム導入について。3番目が、新年度予算と今後の見通しについてということですのでけれども、まず最初に宝の海の再生、環境浄化槽の推進をということです。

地球上で生活する人のうち、5人に1人は安全な水が確保できない環境に置かれています。

約11億人の人が飲料水で苦しんでいることとなります。1994年の世界保健機構（WHO）の報告ですから、人口が爆発的にふえている現状ではもっと悪化しているかもしれません。

地球上に存在する水の量は、およそ14億立方キロメートルと言われ、そのうち97.5%は海水で、淡水は2.5%にすぎません。さらに、淡水の大部分は南極や北極の氷として存在しているので、地下水を含め、河川や湖沼の水として存在する淡水は地球上の水の約0.8%です。ここで終わりではありません。0.8%の水は、ほとんどが地下水として存在しているために、簡単に利用できる水は0.01%、ほんのわずかです。しかし、この水は持続的に循環する資源であるために、何とか人間や生き物はこれを利用して生きています。この循環がとまると大変なこととなります。環境浄化槽は水の循環をスムーズに回転させるものとして、この社会に存在しなければなりません。そういうことを踏まえながら質問をしていきたいと思えます。

水の汚れぐあいをあらわす物差しの一つとして、BODが用いられています。この数字が大きくなると、それだけ水が腐りやすい、いわゆるどぶ川になりやすいことをあらわしています。汚れた水をきれいにする主役は、川底の石などについている、ぬるぬるした膜です。この膜を顕微鏡でのぞくと、細菌やカビ、ツリガネムシやゾウリムシなどの小さな微生物たちがたくさん観察できます。この微生物たちが汚れを食べてくれるので、水はきれいになるのです。そのときに微生物たちが使う酸素の量がBODです。なお、魚が安心してすめる川のBODは、5ミリグラム／リットル以下とされています。

家庭排水は、トイレの汚水と台所や洗濯、ふろの雑排水の二つに分かれます。私たちは家庭排水の中では、トイレのし尿が最も汚れているように考えがちですが、実は台所などから発生する雑排水の方がむしろ処理が難しく、河川を初めとする環境を汚染します。汚染をあらわす指標であるBODで比べると、米のとき汁の汚れは同じ量の水洗トイレからの汚水の約20倍、天ぷら油は同じ量の水洗トイレからの汚水の1,250倍という試算があるほどです。

わかりやすく言いますと、コップ1杯の牛乳を流すと、魚がすめる水に戻すためには、浴槽1杯300リットルと見た場合、浴槽9杯分もの水で薄めなければなりません。さらに、使い終えた天ぷら油200ミリリットルを流した場合を考えると、何と浴槽200杯の水が必要になります。

さて、広域公共下水道の整備には、毎年度、国の予算で約1兆円、地方自治体の負担分を合わせると、合計約3兆円もの巨額な予算が投入されています。また公共下水道は、処理施設の維持管理に必要な費用の大部分を各自自治体が負担しており、それが自治体の財政を圧迫する要因になっているところも少なくありません。

2月6日付の佐賀新聞にこういうものが書かれていました。「下水道を供用している県内12市町の使用料収入が、運営事業費の3割に満たないことが、県環境整備事業協同組合の調査で分かった。自治体によっては接続1件あたり30万円を超える不足が生じている例もあ

る。不足分は一般財源から補てんしており、下水道事業が自治体財政を圧迫している状況がうかがえる。調査は、2001年度までに下水道の使用を始めた12市町の維持管理費や借金返済（起債償還）額などを分析した。同年度の下水道管理費の12市町の支出合計は109億円。内訳は下水道事業の起債償還が8割近い85億5千万円で、維持管理費は23億5千万円だった。一方、収入合計は114億6千万円で、うち使用料は29%の33億3千万円。残りは一般財源からの繰り出しなどで補っている。市町別では、接続1件当たりの不足費用も算出。2002年度の最高は30万2,480円で、9市町が10万円を超えている。最も低い佐賀市でも3万8,360円。平均は7万4,900円だった。不足総額の最高は佐賀市の13億4,900万円となっている。普及率が高いほど効率がよくなることなどから不足額は単純比較できないが、同協組の立野理事長は「住宅密集度が高く効率がいい佐賀市でも、使用料金だけでの下水道運営は無理。将来的にも一般財源を圧迫し続ける」と指摘する。」というような記事が載っていましたが、当市ではどのようになっているのか、お尋ねいたします。

大きい2番目のCAPプログラムについて、初めて聞かれる方もおられると思いますけど、CAPというのは、CAPの「C」はチャイルドです。「A」がアソルト、それから「P」がプリベンションですけど、アソルトは攻撃ですね、暴行。それから、プリベンションが防止、予防とか、こういうふうに辞書には載っています。

近年、いじめや虐待、誘拐など、子供が被害者となる深刻な事件が目立っています。今の子供たちは、さまざまな暴力に遭う危険にさらされ、暴力によって深く傷つく子供も少なくありません。傷ついた子供たちへの対応も大切ですが、まずは暴力に遭わないための防止教育が必要と、CAP、要するに子供への暴力防止プログラムの活動が各地で広がっています。

最近では、学校の授業にも取り入れられています。いじめや虐待、痴漢、誘拐、性暴力といったさまざまな暴力を受けそうになったとき、子供が自分で自分を守るように、持っている力を引き出すことの大切さを教えています。

CAPとは、1978年に米オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発、実施されました。以来、全米200以上の都市で幼稚園から高校まで授業に取り入れられ、100万人以上の子供たちが学校のCAPプログラムに参加したと推定されます。1986年にはヨーロッパに伝わり、1988年には中南米でも活動が始まりました。現在では、日本を初め、世界16カ国に広がっています。子供が暴力から自分の身を守るためのプログラムです。

1985年に、米国のCAPトレーナーである森田ゆりさんによって、日本にCAPプログラムが紹介されました。

1995年の秋、東京、大阪、広島、熊本などでCAPを実践する専門家、CAPスペシャリストを養成する講座が相次ぎ開催されました。その後、養成講座は全国各地で開催され、これまでに北海道から沖縄まで、CAPスペシャリストたちのグループの数が130以上にふえ、大人や子供たちはCAPプログラムを身近で受けることができるようになりました。

1998年には、各グループのネットワークセンターとしてCAPジャパンが設立され、2002年には特定非営利活動法人、NPO法人となりました。

CAPスペシャリストは、子供たち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持つことを願って、CAPの普及活動を各地で展開しています。活動はマスコミにも紹介され、社会の信頼を得ながら着実に広がっていきました。

その中で、行政からの支援を受けて、学校の授業の中でCAPプログラムを取り入れているところもあります。内容といたしまして、暴力には性暴力やいじめ、虐待、誘拐などさまざまあります。今までの暴力防止策は、「知らない人についていってはいけない」など、「何々してはいけない」という禁止式でした。しかし、それでは被害に遭った場合、被害者に落ち度があったからと責められがちです。しかも、性暴力は加害者の60から80%、これはアメリカの調査ですけど——が知っている人であり、「知らない人についていってはいけない」では防げません。それよりも、危険な目に遭ったときに何ができるかをきちんと教える方が意味があるのではないかということで、エンパワメント、内なる力を引き出すということを理念として、CAPはつくられました。

CAPでは、どんな暴力も人の大切な権利を取り上げる人権侵害であるととらえています。暴力によって自分の内なる力を信じられなくなっている子供たちに、自分が大切なかけがえのない存在であることを教え、一人一人が大切な権利を持っているという意識を持たせて、あなたには力があるんだよと力を引き出してあげる、それが大切だと考えています。

そこで大切な権利とは、安心、自信、自由の三つです。生まれてから死ぬまで、だれも持っている人権です。子供たちにとって暴力とは、殴ったり、けったりのイメージしかないのですが、性暴力などはそうではない状況で起きることがあります。

暴力とは何か。大切な三つの権利を人から取り上げる行為であることをわかりやすく教えます。私たちは暴力に遭うと、次のような三つの心理になります。恐怖、無力感、そして、行動の選択肢が何もなくなったと思ひ込む。これは、それぞれ安心、自信、自由の権利が奪われているなどと説明します。そして、もし自分の大切な三つの権利がとられたり、とられそうになったらSOSを出そうねと教えるのです。具体的にSOSとは、「NO」嫌、「GO」その場から逃げる、「TELL」だれかに相談するの三つです。

小学生向けの子供ワークショップでは、三つの権利を教えた後、いじめ、誘拐、知っている大人からの性暴力の三つのロールプレイ、これは役割劇と言いますが——を行い、そうしたときに自分の身を守るために何ができるのかを一緒に考えながら、「NO」「GO」「TELL」の練習をします。中には、自分も暴力を受けたんだと思ひ出す子もいて、終了後に個人的に話しに来る子もいます。そうした子は、今まで自分が悪いと思ひっていて、だれにも言えなかったんですね。でも、寸劇を見て、権利を奪われた怒りを言葉に出せるようになったんですね。話を聞いてあげ、次に同じような目に遭ったら何ができるかなと話してあげ

ます。身近な大人たちにできることはありますか、子供たちの力になってほしいと思いますと。

大人たちのワークショップでは、子供たちがどんな被害に遭っているのか、暴力に関する誤った社会通念、明るい道でも犯罪は起こるのに、暗い道が危ないとか、男の子でも性被害を受けることがあるのに、性暴力は女の子だけに起こるといった決めつけなどを正しく知ってもらおうと。そうして、子供の話を共感して聞くことが大切であることを伝えます。

子供たちは暴力や差別などによって混乱し、内なる力を出せなくなっています。子供たちの気持ちを聞き、自分で問題を解決する力を引き出してあげてほしいのです。それで生きていく力につながります。何でも教え込むばかりでは、自分で生きていく力が弱まりますと、CAPセンタージャパン事務局長の梶井さんは言われています。

最近、学校の授業で行うところがふえています。ワークショップの実施回数は年々ふえていて、例えば、大阪府では97年度から青少年社会環境整備事業の中で、CAPの講習会事業を行う市町村に対して補助金、費用の半額を出しており、補助金を活用した市町村の学校や幼稚園でCAPプログラムを提供しています。

交通事故に遭わないように教える安全教育と同じように、暴力に遭わないために防止教育をするということが大切だと思います。暴力に遭った子の心の傷は深く、治療が大変です。まずは被害者にさせないよう、暴力防止教育を社会全体で取り組むべきだと思います。

なお、子供のワークショップの前に、必ず大人の講習を行うと。親や教職員や地域の子供を支える立場にある人が子供の暴力についてきちんとした知識を持つことは大切であります。そのためCAPでは、親のプログラムと教職員プログラムを実施していきます。

大人ワークショップでは、社会に広まっている誤った暴力の認識について学びます。これまで誤った社会通念のもとで、暴力に対してお互いに話し合えない、話しても信じてもらえない、そして、お互いに助け合うという関係がなかなか生まれませんでした。その中で子供たちは孤立させられ、暴力に遭いやすいままにさせられていました。子供が孤立する状況を減らすために子供同士が助け合う、あるいは大人が子供を援助するようなコミュニティーをつくるように、大人たちに働きかけます。

さらに、子供が暴力について言葉にして話すことができるためには、大人が子供の話を共感しながらきちんと聞くことが大切だと。そのために具体的な方法を示すようになっておりますが、何か所見があったらお聞かせください。

3点目の新年度予算と今後の見通しについてですけど、平成16年度の財政運営及び今後の対策と申しますか、平成16年度の地方交付税と臨時財政対策債を合わせた自主的な地方交付税額が対前年比12%減となる極めて厳しいものとなっておりますが、今後の見通しについて伺いました後、質問をしていきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、水頭議員の質問にお答えします。

質問の前に、まず当市の公共下水道の今の状況について御説明をいたします。

今の進捗状況でございますけれども、下水道事業は公共用水域の水質保全、それから生活環境の改善等、防ぐことを目的に進めておりますけれども、14年度末の進捗といたしましては、事業認可面積 256ヘクタールのうち 190.5ヘクタール、面的な整備率といたしましては 74.4%でございます。その中での普及人口 7,202人を掲げておりますが、そのうちで、実際に水洗化をしていただいております人たちが 4,446人、水洗化率にいたしまして61.7%という数字でございます。

今年度、15年度見込みといたしましては、面的な整備が約 7.4ヘクタールほど完了いたしました、198ヘクタールになります。整備率に直しますと、77%という整備率でございます。これが今の状況でございます。

御質問の、4点ほどあったかと思っておりますけれども、その中で、まず1点目の起債償還額は幾らかということですけど、これは14年度で申します。起債償還額につきましては、汚水の方でございますけれども 157,249千円、それから維持管理費につきましては 132,223千円、それから使用料の収入でございますが、72,066千円、それから一般会計繰入金といたしましては 583,208千円、これが14年度でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

水頭議員の御質問にお答えいたします。

CAPプログラムの導入についてという御質問でございます。

CAPプログラムの目標は、いじめ、虐待、誘拐、性暴力を減らす方法を子供、あるいは地域に教えることでありまして、そのためには自分を主張する、仲間同士で助け合う、信頼できる大人に話すことができるようになることでもあります。そのためには、早い時期に予防法を子供たちに教えることによりまして、弱さを減らすことになり、結果として虐待等から身を守ることになりまして、小学校での活用が多いのは、早期に人権意識を育てようというあらわれと考えております。

鹿島市におきましては、CAPプログラムの提供を受けた学校、平成14年度に鹿島小学校と浜小学校、平成15年度におきましては古枝小学校と七浦小学校が独自に受けております。対象者は学校によって違いますが、3年生から6年生まで、また5年生から6年生の2学年とか、保護者、地域住民——地域住民と申しますのは、民生児童委員さん等の参加をお願い

したということになっておりまして、成果といたしましては、具体的な対応の仕方が学べた、安心・自信・自由の権利などについて、人権について考えるよい機会であった、親の心構えについて考えるよい機会であった、虐待等についての認識が深まったなどが成果として挙げられております。

現在の鹿島市におきます人権問題教育に係る取り組みでございますけど、各学校とも同和人権教育の指導計画に沿った体験活動の実施や福祉教育の実施等によりまして、人権意識の高揚を図っております。また、教職員の指導力、資質の向上を図っておるところでございます。そのほかに、スクールアドバイザー、スクールカウンセラー、心の教室相談員を配置いたしております、教育相談事業も実施しており、当面は現在の事業の充実によりまして人権教育の向上を目指したいと思っております。

佐賀市が平成16年度に試験的に5小学校で、このCAPプログラムを導入するということでありまして、このことを今後の参考にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

水頭議員の大きな3点目の質問の中で、今後、財政がどうなっていくのかと、大きくくりでの御質問でございましたですけれども、一応、月曜日の中村議員の御質問の中で、合併協議におけるシミュレーションとか、そのあたりはお話はしておるわけでございますけれども、当面16年度につきましては、中村議員の御質問の中でお答えいたしましたように、現段階で全体的に財政調整基金、減債基金を含めたところで、約1億円程度の削減でとどまるだろうと見込んでおると申し上げたところでございます。

ただ、じゃ、17年度はどうなっていくのかということだと思います。そういうことで、中期財政計画、これは15年の10月に策定をいたしております、中期財政計画におきましては交付税をある程度減額と見込んでおったわけでございます。約3.7%から3%程度減少していくものと見込んでおったところでございます。それが16年度では12%の減となっております。

じゃ、17年度以降どうなるのかということでございますけれども、これはやっぱりどうしても国の三位一体改革の動きの中では、交付税は減少していくものと想定せざるを得ないと思っております。じゃ、どのくらいなのかというのがなかなか難しいところでもありますけれども、12%ほどにはならないとしても、ある程度の削減は続いていくものと考えておるところでございます。そういったことと、やっぱり交付税の一般財源に占める割合が5割程度ありますので、鹿島市の財政としては相当厳しい状況に追い込まれていくと考えております。

そういう中で、今後、例えば、国が言われておりますけれども、課税自主権を發揮して自

主財源を求めてくださいとか、そういった言い方で地方財政計画なんかに記載しておりますけれども、課税自主権を発揮して市独自の税源を求めるということにつきましても、大体が今、市内、個人、企業、総じて所得が落ち込んでおまして、不景気にあえいでいる状況では、なかなかそれは難しいという状況だと考えております。

そのようなことから、中村議員のときにも申しましたですけれども、はっきり言いまして、今までのサービス水準が受益と負担の観点から果たして妥当なものであったのかどうか、どこまで行政がやるべきことなのか、市民にはどこまで自助努力をお願いするべきなのか、十分な議論を行いながら、もちろん行政体自体のスリム化を図りながら、そういう議論を行いながら事務事業の見直しを行っていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き一般質問を続けます。

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

2回目の質問をしていきたいと思っております。

最初に、宝の海の件ですけれども、先ほど課長の方からいろいろ進捗状況はお聞きいたしました。今からお聞きしていきたいのは、一応この後の方で維持管理の面も聞いていきたいと思っておりますけれども、まず、今回要望というのですか、今回このようにしたらどうかということと取り組みですね、このことで国の方もいろいろ浄化槽に関しては省庁がずっと別々、三つですかね、三つか四つの省庁にまたがっていますので、環境省がどのように言われているのか、この点からちょっと入ってきたいと思っております。

今回申し上げるのは、合併浄化槽の中でも市町村設置型の浄化槽推進事業ですか、の取り組みについて話を進めていきたいと思っております。

以前は特定地域生活排水処理事業と言われていましたが、平成14年度の名称からこのように変更されています。公共事業の効率的な執行、自治体財政の建て直しが求められている中で、費用が安く、設置工事も簡単で、しかも浄化能力においても公共下水道に劣らない合併処理浄化槽が見直されています。

浄化槽には大きく分けて、し尿のみを処理する単純処理浄化槽と、し尿を含め家庭からの排水すべてを浄化する合併浄化槽の2種類があります。両者の排水の汚染度を示す汚濁物質BODの処理能力には大きな違いがあるようです。単純処理浄化槽はし尿しか行わないため、

分解されるBOD量は家庭排水全体の約20%でしかありません。このため、平成13年4月から単純処理浄化槽の新たな設置は禁止されました。

一方、合併処理浄化槽は家庭排水の約90%以上のBODが浄化されます。この処理能力は公共下水道の高度処理である2次処理に匹敵します。人口密度の低い地域では、公共下水道整備と比較すると合併処理浄化槽には大きく上げて二つの利点があります。一つは費用の面です。公共下水道を戸数の少ない集落などに敷設しようとする、長距離の排水管の設置が必要になるなど建設費が高かつき、大きな財政負担となります。その点、合併処理浄化槽は費用が比較的安く、しかも設置に関しては国や都道府県、市町村が助成する制度をつくっています。

現状の補助の割合は、個人で設置する場合は浄化槽価格の4割補助ですが、市町村が設置主体となる場合は9割までが補助の対象になります。一般的なタイプである5人家庭用の合併処理浄化槽は1基約900千円、補助制度を活用すれば個人で設置するケースの負担は540千円ですが、市町村が設置主体になると自己負担は90千円程度で済みます。

市町村設置型ですが、平成14年度まではさっきも言ったとおり特定地域生活排水処理事業という名称で呼ばれておりましたが、対象地域の拡充に伴い、浄化槽市町村整備推進事業へと改称されたわけです。旧制度が対象にしていた地域は、水源地域を初め、過疎地域、生活排水対策が必要な湖沼の流域、山村振興地域、農業振興地域など特定の地域に限定され、汚水衛生処理率の限度範囲が設定されるなど、文字どおりの特定地域となっていました。

今回の新しい制度による拡充では、対象地域として浄化槽による汚水処理が経済的、効率的な地域として環境大臣が認める地域という項目が新たに設定され、これによって経済的、効率的であれば、実質的にはどのような市町村でもこの浄化槽整備推進事業の対象地域になることができます。したがって、特定地域という名称は外されたわけです。

また、この制度における財政措置、いわゆる補助金の割合は従来と全く同じです。すなわち、さきに述べたとおり、5人槽1基当たりの設置費の場合では、個人設置型における個人負担が6割であるのに対し、市町村設置型では個人負担は1割まで軽減されることとなります。

二つ目の大きな利点は、設置工期が約1週間程度という短い点です。整備に長時間かかる下水道の完成を待つ間、家庭排水が垂れ流され続けるのに対し、合併処理で十分処理された排水は環境保護になることに加え、河川の流量を確保し、河川浄化や健全な水循環にも寄与します。浄化槽できれいになった水をそのまま排水溝に流すのではなく、できるだけリサイクルして中水として使ってから、最終的に自然に返す、このような使用後の水なら河川や海洋の生態系に害を及ぼすことがなく、河川の流域の渇水を防ぐこともできます。これからは水を有効に使い回して自然に返す循環の思想が強調されるべきではないかと思います。

近年、浄化槽整備事業には、例えば2003年度には約211億円、2004年度には予算で約256

億円と公共事業が抑えられる中、大幅にアップいたしました。佐賀市での講演の中で、下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽のすみ分けを図り、生活排水対策として総合的に見直すときだという話がありましたが、今回このようなことで市町村設置型ということで、この質問をさせていただくんですけれども、僕が思いますには、やっぱり公平性ということが一番必要じゃないかということで、今さっき課長が答弁された維持管理ですね、この点で今言われている、この資料にも載っています、使用料収入が14年度で鹿島市の場合に72,066千円、それから維持管理費、要するに起債と合わせた汚水処理費、これで289,472千円、1件当たりの下水道料金が今使用料を割った場合に46,796円、これは1件当たり1年間に払われる使用料ですね。これは設備の問題もあるし、いろいろとこれから大きくなって、またいろいろさされていく場合でもあるし、これは一概に言えないと思うんですけれども、本来支払われるべき経費から言ったら187,969円と。そしたら不足分が要するにかなり、141,173円出てくるんですけれども、一概にこれはこのままの数字だけで言われない面等もあります。

例えば、合併浄化槽にした場合に、年間どれくらい維持がかかってくるのかということで、大体うちは7人槽をつけているんですけれども、私もこの点は詳しくないんですけど、合併浄化槽には5人槽、7人槽、ちょっと一般に使われるので10人槽、これくらいですか、わからないんですけれども、大体これで維持管理、例えば3カ月に一遍検査をしたとして、年に4回ですか。それから、あと県の方からの検査が1回、そして、あとは1年に一遍は必ずくみ取りをなささいということですので、それを計算した場合に大体どれくらいぐらいなるのか、それがわかたらお願いいたします。それを参考のもとに、また話を進めていきたいと思えます。

いずれにしても、今申したとおり、密集地域では下水道はいいにしても、点在したところでは合併浄化槽がいい、それは当市でも進められています。ただ、今言ったとおり、市町村設置型でこういうことが以前とは違った形で、条件も少しぐらい緩和されるんですよということもありますし、その点も考えられたらどうかと思って、今回一応発言いたしましたけれども、その点を答弁の方よろしく願います。

次に、CAPプログラムの導入についてですけれども、いろいろ今御答弁をいただいた中で、14年度、それから15年度実施をしていますということで、市内の小学校でやっていますということをお答えいただきました。平成14年度から鹿島小学校、浜小ですね、3年生から6年生まで、平成15年、古枝小、七浦小で対象は保護者、民生委員等の方ということで、今言われました結果も、このように公表がありましたということも言われたんですけれども、ここでCAP実施のアンケートということがあります。

どういふことをアンケートとしてとったというので、「あなたは、いじめや暴力に遭わないで安心して生きる権利があると思えますか」というこれをとって、その中で実施前と実施後というところで、実施前の場合には124、実施後は224と倍近くになっています。それか

ら、実施前は「ない」と答えた方が29で、「ある」が16、「わからない」が149で、実施後は62ということで、こういうふうになっていますけれども、かなりいい結果、評価が、受講してよかったという好結果が生まれているのがアンケートの調査の結果ではわかってまいります。

当市としても、いろいろ教育委員会の方で実際やられたものを、今教育次長の方から発表があったんですけども、若干最後に触れられた中で、佐賀市の取り組みのことに触れられましたので、佐賀市が現在実施、16年度から300千円の予算をつけられています。その中で、行政の方から300千円のお金がついて大体5校ですかね、1校当たり60千円の300千円というあれで、一応来年、16年度から実施される計画をされております。こういうふうにして、これからこういうものが取り組まれていくと思います。佐賀市にもちゃんとしたCAPのスペシャリストがおられます。その人を呼びながら、専門的な知識ですか、スペシャリストによるものが行われています。今行われた浜小学校、14年度、15年度の事業を、どのようなスペシャリストを呼んで行われたのか、どのようなあれで行われたか、その点を2回目にお聞きしていきたいと思います。

それから3点目ですけども、新年度予算と今後の見通しについて、いろいろ課長の方からも御答弁いただきました。課長の方は厳しいと、とにかく厳しいことには変わりはないと。課税自主権の話もされましたけれども、これは今後いや増して厳しくなってきますし、徹底した見直しによる一層の経費の節減合理化を図っていくようにと言われてはいますが、そういう中で、納税について若干お聞きしていきたいと思います。

担当課の皆さんは徴税に対しては努力を図られると思いますが、ここに徴収率とか徴収率向上においてのお尋ねをしてまいりたいと思います。

事前に資料をいただいておりますが、平成11年から14年までについて出してもらっています。平成11年に議会にお世話になりまして、今もう5年目になるんですけども、11年度から最終的に14年度までしかわからないということで、実は平成14年度現在での不納欠損を上げていただきました。それによると、市民税で33,720,903円、法人市民税で709,161円、固定資産税69,746,198円、国保税161,135,581円、軽自動車税が1,400,900円、ここを合計しても266,712,743円、これが不納欠損額として上がっておるわけですね。だから、不納欠損に上げられるにはそれなりの理由があると思います。

そこで、件数でいきますと何件ぐらいになるのか、それぞれわかると思いますけれども、また延べ人数になるのではと思いますが、延べ人数ではなく、同じ人が何人ダブっているのか、その辺のところがありましたらお願いします。例えば、Aさんが平成11年には払っていないから、平成12年にも払っていないという分もあると思います。そういう重複されている方がおられると思うんです。その方が何人いらっしゃるのか、それを教えてほしいと思います。実質何名の方がそういうふうにならされたのか、そういうことですね。

それから、市営住宅の件に関しては平成14年度までで 7,499千円ということでしたいております。それから、保育料が平成15年5月末まで 6,434,120円の未収額があるわけですね。これに関しても何世帯の人が、同一世帯の何人の人がしてあるのか。それから、不納欠損処分額で 1,125千円上がっております。それから水道料金ですが、14年の3月で10,297,793円の未収金があるが、平成14年度で不納欠損額は幾らあるのか。未払いの人は同じ人なのかどうか教えていただきたいと思っております。

それから、学校給食の未収金の状況ですが、14年度分の計で 2,371,090円ですが、この辺のところはどのようになっておるのか。やはり、なぜ払っていただけないかというのを真剣に考えていかないと、ただ収納に行ったからどうかでは済まない数字だと思うんですが。

それで、一応一つ伺いたします。

地方税法の中の市町村民税に係る督促の中で、「納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方公共団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においてはこの限りではない。」とありますが、次に、市町村民税に係る滞納処分が 331条にあるわけですが、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の1に該当するときは、市町村の徴税吏員は当該市町村民税に係る地方公共団体の徴収金につき滞納者の財産を差し押さえなければならない」と、この中の 331条の1に「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」、これは差し押さえていいということになっておるわけです。だから、これは固定資産でも同じですかね、同じだと思います。それから、債権でも同じじゃないですかね。こういうふうに法的に決まっているわけです。

それから、地方自治法の第3巻に、債権のところの 171条の5に、「普通地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の1に該当し、これを履行させることが著しく困難、または不適當であると認めるときは、以後、その保全及び取り立てをしないことがある。」ということがあるわけですね。だから、うちの場合は、これで不納欠損に対して処分をされたわけですかね。

また、171条の5の1に、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用を超えないと認められるときとか、またその意味は、債権者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用を超えないと認められるとき、そのほかこれに類するとき、また、債権金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められるときとあるわけです。

それから 171条の7に、普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力、またはこれに近い状態にあるため履行延期の特約、または処分をした債権について、当初の履

行期限から10年を経過した後において、なお債務者が無資力、またはこれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができるかとあるわけです。だから、これが全部のところは該当するのか、税務課長の方にお伺いしたいと思います。

それから、今申し上げた水道課、福祉事務所、保険健康課、教育委員会、それぞれ担当の方に回答をお願いしたいと思います。

市長は、「人が輝くまち鹿島」を掲げられ、4期目も1年を過ぎようとしています。諸問題に懸命に取り組んでおられ、また改革にも取り組んでおられます。

ところで、我が党のマニフェストには、地方自治体市長の退職金の見直しを掲げています。それで、ちょっと耳の痛いこともわかりませんが、この不況の折、市長の退職金を見直す、検討する気持ちはないのか、市長にお伺いいたします。地方自治法第204条に給与等について記述はあるが、給与の支給の仕方、金額等については条例によって決められています。それによると、市長の退職手当は、勤続月数一月につき給料月額の100分の50、助役100分の33、収入役100分の25と条例にあります。大体4年で20,000千円ぐらいですかね、今860千円ちょっとでしょう。それで、一応市長の退職金は毎月の給与の50%を積み立てていくと、助役は33%、収入役が25%近くになるのですかね、これが退職金の規定にあるわけですので、その辺のところやはり庶民感覚からすれば、ちょっときついんじゃないかという部分があるわけです。そういうことでよろしくお伺いしたいと思います。

とにかく、この不況の中ですから、市民の方からはいろいろな目で見られております。だから、その辺のところも考慮しながら、やはりさっきも申し上げましたとおり、まじめな人が損をするような世の中にしてはいけないと思うんです。まじめに一生懸命働いていると、また、それをしていない人もおられるわけです。納められていない人もおられますので、しっかりその点を検討していただきたいと思います。

そういうことで、2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番議員の質問に対する当局の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市長の退職金の見直しということでございますが、まず、まじめな人が損をするようなこととはおかしいです。これは市長のことだけじゃなくて、議員のことも含めてやっぱり言って

いただかないと、私はいろんな報酬に関しても自分が一生懸命頑張って、そして市民が、これくらいが適当だろうということでお頂きをしていると。議員も市長も特別職の報酬はどれくらいが適当かということは市民の代表の審議会にかけて、それを最大限尊重して決定すると。いわば市民が決定をしていただいているわけです。そういう中での現行のことでありますから、私はそれに従っておるということでもあります。

ただ、今こういう財政難になってきて、市長とか、あるいは議員の特別職の報酬に対する市民の目は非常に厳しいということが言えると思います。佐賀市の場合も市長が見直しをされましたし、議員も、例えば視察費を削減されましたし、あるいはきょうこうして出席されていても日当なんかが出ているわけですね、議員さんは。そうしたものについても受け取らないと、みずから決定をされました。こういうことで、やっぱり市長も議員も一緒になって、この財政難という難局に立ち向かっていかなければいけないと、基本的にはそういうふうに思っております。

また、年金の問題も今非常に出ておりますが、この前、市長の年金と市議会議員の年金と比較をしましたら、議員の年金が高いです。ですから、こういうもろもろの、今我々特別職にある者、こういう財政難に当たって、これはやっぱり市民に問うべきだというふうに私は思います。したがって、次の特別職報酬等審議会に、これは一切合切、市長、あるいは議員、これをかけて、そして市民の目を見て、今のやり方が正しいのか、こういうことを意見を聞きたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

水頭議員の2回目の質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽の1年間の維持管理費、7人槽ということでございましたが、まず年に4回、それから11条の水質検査、それから清掃費、これらが1年間に維持管理費としてかかってまいります。合計いたしますと、1年間に約55千円ぐらいの金額になろうかと思います。これはあくまでも7人槽でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

CAPプログラムの2回目の御質問にお答えいたします。

鹿島市で平成14年、15年度に実施をいたしましたCAPプログラムの情報提供につきましては、佐賀市にお住まいの専門家の方をお願いをしたところでございます。子供向けのワークショップ、子供向けバージョンといたしますか、それに保護者、地域住民が参加したものでございます。

○議長（小池幸照君）

税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

4番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、不納欠損処分の件数と実数ということでございますけれども、この件数につきましては同一人物というとり方ではございません。これは年度で不納欠損をいたしますけれども、期ごとに1期なり2期入っている分、これについては集合徴収10期でやっておりますので、年度ごとに件数を出しておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

まず、先ほど14年度の不納欠損の金額をおっしゃっていただきましたけれども、これは平成14年度におきましては928件、前年度対比で366件の増ということでございます。この不納欠損が何でこのようにふえたかと申しますと、これは競売終了等によるものが8件、これは交付要求というものをいたします。この交付要求がほとんど歳入という形にはつながらないということで、この件数が8件でございます。それから、破産者の増によるもの、これが12年から14年の3年間で271名、10年から12年までについては100名というとらえ方でございます。それから、営業不振ということで、前年対比で件数で約3倍、金額で4倍、このような伸び方をいたしております。それから、長期にわたり所在不明、これは職権消除等を含みますけれども、前年対比1.5倍という数字になっております。

それと、先ほど国税徴収法の督促という形で言われましたけれども、鹿島市におきましては国税徴収法ののっとり、督促なり催告ということでいたしておるところでございます。滞納処分ですけれども、これは差し押さえが主なものになりますけれども、この差し押さえにつきましては、平成14年度、不動産23件追加でございます。それから、13年以前が62件ということで、現在80件。それから、電話加入債権というのがございましたけれども、これは現在では電話債権の価値がなくなっているということで、この電話債権については現在解除という手続をとっていております。これは無益な差し押さえを禁ずるという法律がございますので、これに従いまして電話債権の差し押さえについては解除という形でやっております。それから、預金の差し押さえ、これが4件でございます。それから、所得税の還付金の差し押さえ8件、交付要求15件、この交付要求につきましては、先ほど申し上げましたように、徴収としての歳入にはつながっていないというのが現状でございます。

それからもう一つは、納付誓約という形で24件の納付誓約をとっております。これは市民税、固定資産税、それから国民健康保険税合わせて現在税務課の方が徴収をやっておりますので、先ほど保険健康課の方にお尋ねになりましたものについては、包括して御答弁をしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

4番水頭議員にお答えをいたします。

平成14年度の住宅使用料の滞納者の数ということでございますが、31名でございます。内容といたしましては、現年度が24名でございます。この24名の中には14名の方が過年度分として重複をされております。実数が10名ということになります。それから、過年度分の滞納者21名でございます、合計の31名ということになります。その内容が、生活が苦しいということで分納をされている方が23名、それから、退去後分納をお願いしていると、指導をしているという方が5名いらっしゃいます。それから、行方不明の方が3名というような内容になっております。

それから、住宅使用料につきましては、現在のところは不納欠損をいたしておりません。と申しますのは、死亡された方、あるいは不納欠損を考えていかなければならないということもございますが、相続人とか保証人とかいうような問題もございますので、まだ今のところは行っておりません。特に現在入居されている方の使用料への納付の意識というのもございますので、今は行っておりませんということでございます。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

お答えいたします。

平成14年度における水道事業決算の中で、不納欠損額総額で740,994円でございます。内訳といたしましては、水道料金で平成10年度分を690,994円、24件の19名、それから、ひっかけ等による漏水で11,798円、工事代で31,083円、労務費で7,119円、これは平成11年度分です。これで3件の1人、合計で27件の14人と2事業所でございます。

不納欠損の理由といたしましては、行方不明及び事業所の倒産によるものでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは保育料関係の不納欠損処分についてお答えいたします。

14年度の決算でございますが、9件、保護者数で9人ということですね、1,125千円でございます。その理由ですけれども、破産その他で4件、757,700円。それから失業、あるいは低収入、高齢というようなことで生活困窮、これで2件、136,400円。それから営業不振というふうなことで2件、184,400円。それから行方不明1件、46,500円。合計1,125千円、9件ということですよ。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方からは学校給食費の未納につきまして御説明いたします。

平成15年中に不納欠損処分として処分いたすのは2件でございます。その理由につきましては、保護者の死亡、そして職権消除による抹消ということで、2件の414,540円となっております。

給食費の未納、毎年30名から40名程度が未納ということで上がってまいります。その理由につきましては、保護者の生活困窮によるもの、そして、口座振替日に残高不足でその日に口座から落とすことができなくて、そのまま未納になっているというのが主な理由でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

3回目の質問をしていきたいと思っております。

さっき、市長は勘違いされていると思うんですけど、まじめとかそういうものを、何か市長のことを言うたわけじゃなかわけですよ。まじめに働きよるたいて、そういうものは全然言うていません。

宝の海のことでさっき答弁いただきましたけれども、維持管理が55千円ぐらいと言われてましたけれども、平均で55千円ですかね。あと、くみ取り料も合わせると、もっとなるんじゃないかと思うんですけども。

それと、今、もちろん下水道の場合には集中した計画区域ですね、その中で今、事業認可の256ヘクタールですか、その中にはもちろん妥当じゃないかと思うんですけども、この維持管理が若干、これは一遍計算的に、数時的に言うのもあれですけども、合併浄化槽の場合と公共下水道の場合の維持管理あたりの比較検討ですかね、そういうものもとにかくやっていきながら、僕が何回でも言うのは、点在したところでは、もちろん合併浄化槽の推進はされています。確かに鹿島市、国県の補助で4割ですか、30何万円から400千円近くは設置のときの補助はされていると思うんですけども、維持管理ですね、そこになっていけば、やっぱりうちの方は高いのかなという気もするんですけども、大体県の方から1回と、あとは3カ月に一遍あると思うんですけども、そういうふうにしてありますので、その点をやっぱりもっともっと、将来的になった場合に、今言ったとおり市町村設置型が、これに取り組むにはかなりいろいろなものがあると思うんですけども、実際有明海、八代海新法ですか、これが特措法の中で別項扱いで有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する

る法律の中でそういうものも出てきましたし、そういう中で鹿島市に当てれば20戸以上のものがあれば国の方にも申し述べできるというものもありますし、そのあたりは検討していただいて、何回も言うごと経済的、効率的であれば、環境大臣の認定のもとに対象となりますということもありますし、その点は再度検討していただきたいと思います。

この前の新聞に、汚水処理費は利用者負担ということで総務省の方から、下水道料月額3千円にて低い市町村に要請へとあっているんですけども、これは鹿島市の場合には3千円以上だということを、この前多分何か藤家課長も言われましたし、これは該当しないということになっているんですけども、いずれにしても、できたら市町村設置型のあれができたなら、かなり負担する側も安くなってくるんじゃないかという思いで、今回質問をさせていただきました。

それから、このCAPに関してはもういろいろと専門家を佐賀市の方から呼んでやったということですね。今後、よかったら佐賀市も16年度からやっていかれますし、そういう面で検討を願ったらという思いですけども、そういうことでよろしく願いしておきます。

ここに、実はインターネットを開いていたら、今の退職金問題で、熊本市の市長の定例記者会見の中で、いろいろ詳しくこの中に記者会見されていました。その中で、要するに「大変厳しい中で、市民の皆さんに負担を求める改革もすすめていくこととなりますから、私自身の市政の責任者といたしましての自らの退職手当の減額を考えたところでございます」という答弁をされているわけですね。だから、そういうことで、これが私たちがどうこうじゃなくて、市長は特別報酬審議会の方にゆだねるということを言われましたけれども、それはもちろん武雄市でも、やっぱり古庄市長の中でもいろいろなあれで、うちの同僚議員がこの退職金のことに対しては質問しています。それから、多久市も質問しています。そういう中で、答弁としてはとにかく報酬審議会の方でということ、それはしていますので、そういうことで今回取り上げさせていただきました。

こういう不況の中ですので、なかなか厳しい面も、とにかく一般市民の皆さんもなかなか納税に関しても、今いろいろ御答弁聞いた中で、いろいろ厳しい現実はあると、それはもうもちろん、だからこそやっぱり、それがどういう理由で不納欠損あたりが上がってきたのか、それもいろいろ今説明をしていただきました。そういう中で、今からいろいろとまた16年は何とかいっても、17年、18年と厳しくなるんじゃないかと思えます。それはさっき財政課長の方からも答弁いただきましたし、どうかそういうことで、今回3点にわたって質問をさせていただきました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、環境浄化槽の市町村設置型をとということですが、既に御承知かと思いますが、公共下水道は汚水の処理と同時に、雨水の処理をしているわけですね。したがって、公共下水道特別会計には、一般会計からは雨水の分も含めた繰り出しをしております。この雨水の処理ということについては、これは非常に効果がありますし、普通の都市計画のほかの事業でやるより公共下水道事業でやった方がはるかに補助率が高いということで、この公共下水道事業というのは雨水と汚水とあると。その結果、今現在の少なくとも公共下水道のエリア内では水路整備等、あるいはポンプ場の整備もしましたので、水害のないまちになったわけであります。ですから、こういう面も考えて、あるいはトータル的にいろいろな判断をして、どちらがいかということをお我々として判断をしていく。現時点では、そういう面から言いますと、公共下水道の方がいいという判断をしております。

ただ、申されますように、このことは随時検討していく課題だと思うんです。だからといって公共下水道に固執するというのではなくて、そのときそのときの判断で中長期的な見通しを立てて、公共下水道事業に、例えば今提案をされました市町村設置型の方が有利と、これから先はこれが有利になるという判断をすれば、それは柔軟に我々も転換をしなければいけないと、こういうふうにしております。

それから、市長の退職金の問題ですが、私先ほど申しましたように、あるいは議員の諸兄の特別職の報酬に関しては、毎年これを審議会に諮っております。そして、そのときそのときの状況を見ながら、市民代表としての答申をいただいているというふうに私は思いますので、あるいはまた鹿島市の場合はほかの市町村と比べてもう七、八年、これはもう議員の皆さんの報酬もそうです、上げていませんし、むしろ七、八年前より下がっている状況です。こういうこともやっぱり総合的に判断をしなければいけない問題だと思っております。

私が先ほどの答弁と、それから前ほかの議員がこの種の質問をされたときに申し上げましたが、やっぱり提案というのは、一緒に議員も自分たちも身を削る、市長も削ろうやと、これが提案じゃないですかね。自分たちの身だけ安全なところに置いておいて市長だけ云々と、それは私はどうかと思いますよというお答えをしておったと思います。やはり皆さんも私も、当然皆さんよりか私の方が責任は重いわけですので、こういうものに対しても、より厳しくみずからを処していかなければいけないというふうに思いますが、先ほど申しましたように、すべての面について次の特別職報酬審議会にお諮りをして御意見を承りたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

CAPプログラムの導入について、これは今の世相からしまして大変必要度の高い事業だと思います。2年間に実施をしました4校につきましては年間計画に位置づけをして、事前

事後指導の万全を期して行っております。当面は、このような各学校の自主的な企画運営、こういったものに私どもとしては支援をしていきたいというふうに思います。

なお、このCAPプログラムの究極のねらいというのは、子供が本来持っている心の力、心をつくるということだと思いますので、今学校で実践をしておりますそのほかのさまざまな取り組みとの相関関係をより強く認識をしながら、この趣旨に沿うべく努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

次に、21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

中西裕司でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ちょっと風邪がみでございますので、皆さんに御理解できないところがあるかもしれませんが、御勘弁をいただきまして、御質問を申し上げたいと思います。

まず、私は今回、（再生）鹿島市株式会社論についてということで質問を上げさせていただきました。私は従来、議員になってから大分、株式会社論というようなことで市政の多方面にわたり質問をしてきたところであります。市勢の再生、あるいは活性化、農業、商工業、あるいは職員の皆さんの働きぐあい、そういうものについて、あらゆる分野について株式会社という見立ての中から鹿島市の市政についての問いをしてきたところであります。

今回は、市制50周年という年でもあります。また、太良町と鹿島市の合併を17年の3月1日に迎えるという、大きなターニングポイントの年であるというふうに私は理解をいたします。今まで市政の再生の問題で、3割自治のあり方、あるいは先ごろ出ておりました三位一体論、あるいは行財政改革の推進の問題、あるいはその他、庁内における文書システムの導入等を行いながら、その都度その都度分掌の見直しや、あるいはそれに伴う継続的な改革、あるいは持続的な改革をされてきたんだらうと私は理解をしております。そういう中で、二、三、具体例をもちまして御質問を申し上げたいと思います。

今回、50周年という節目であります。それについては企画課を中心とした庁内の勉強会から発生した研究会等で実行委員会づくり、50周年の記念事業をなされようと今されております。大きな枠組みでの理解はいたすわけですが、その手続的なもの、あるいは手順でございますが、それが非常に今回わかりにくかったと思っております。従来、50周年記念という、こういう記念事業につきましては、市長みずからがトップとしてのリーダーシップを発揮されて、そして、そのときの自分のやりたいこと、やってきたこと、あるいはこれからやろうとしていることを市民に対して直接訴えかける、そういう大きなチャンスがこういう周年事業と私は理解をしております。単に一課の、あるいは一部署の問題にすることなく、これは行政も、あるいは議会も含めた形で、常に市長は議会との両輪だとおっしゃいますが、今回

は最初からの話には議会は飛んでおります。役所だけの、執行部だけの50周年事業というスタートをとったんじゃないかなというふうに理解をしておるわけでありまして。

先日の全員協議会におきましても、私はその点の指摘をしたところであります。一つには、50周年事業のイベントに対する説明が議会にある。イベントの前に50周年事業の意義や目的や、あるいはどの程度で、どういうふうにするのかという総論がまずなければならないと思っております。それは執行する上での組織のあり方も同時であります。予算を審議するのは議会であります。そういう意味で、今回の50周年事業については、後ほど修正をされましたが、出発時点での今回の50周年事業のあり方については、やはり議会を無視していると、完全無視という姿勢ではなかったらどうかというふうに理解をするわけでありまして。

一番重要な今という時期が鹿島市のターニングポイントだということをごどのように今考えて、市民を共同参加させていくという大義名分に対して、どのような形でやろうとされているのか、私はまだ理解ができないわけでありまして。4月4日には既に50周年のオープニングがなされようとしております。準備期間も相当かかったようではあります、それが先行していて、ほかのやつがなかなか理論づけができないまま出発してしまったのかなという懸念もしております。

先日、議長を通じて執行部の方に申し出をいたしましたわけではあります、やはり今回の50周年事業については、執行部も議会も一緒になってこの節目をお祝いしようということで、この質問をしたわけでありまして。議会からも実行委員会として議長と総務委員長が参加をされるということで、やっと形が整ってきたところであろうというふうに考えております。

その後、議会としてはどのように対応しておるかとお申しますと、先日の議会運営委員会では、今1年に1回議員研修を行っておりますが、その議員研修の費用を利用して、50周年という節目だから、市民に大きく門戸を広げて市民参加型の、議会主催であるけれども、市民参加型のそういう分科会なり講演会ができればいいかなというふうな形で、今、議会運営委員会等で検討をされておるところであります。

一つの物事のかけ違いが大きなかけ違いにならないために、今回の鹿島市が50周年事業として、本当に市民総参加型の記念事業をやろうとするならば、もう少し配慮が欲しかったというふうに思っております。今、50周年の事業について、市長はリーダーシップをもっととるべきだったというようなことを僕は申しておりますので、市長の御見解をお願いしたいと思います。

次に、同じく、そうではあります、中国のことわざに、最初に井戸を掘ってくれた人に対する恩は一生忘れないというようなものがあつたらうかと思っております。これは田中角栄元総理が日中国交回復をされたときに、中国の方が言われたんじゃないかなというふうに思っておりますが、今回、まだ正式には決まっていないのかもしれませんが、ビールのシールに50周年事業のお祝いのシールを張るというような意見も出ておるようではあります。どなたがどの

ような形でされようとしておるのか、私はよくわかりませんが、ビールといえば市長も御存じのとおり、ガタリンピックの立ち上げ当初から一スポンサーとしてサッポロビールという企業が協賛をされておるところであります。非常に難しい、資金が集まらない立ち上げのときに、いち早くスポンサーとして名乗りを上げていただいて、いわゆるガタリンピックの日の前日には、新聞にも一面広告をしていただくというようなことで、私たちも感謝しておるところであります。

ところが、今回ビールにシールを張るといような事業があるとお聞きしまして、中身を聞きましたところ、そのシールを張るビールはサッポロビールというメーカーではなくて、ほかのメーカーだといようなこともお聞きをしました。非常に私は残念に思っておるところであります。やはり最初に井戸を掘ってくれた人、それに対する恩返しに50周年という節目の中で生かされるべきであるといふふうに思います。物が売れているから、好きだ嫌いだという問題ではないと思います。50周年記念のシールを張るならば、やはり私はサッポロビールにまず御相談をしていただきたい。その後、なかった場合は仕方がないかなあといふふうに思うわけでありませう。そういうことを今感じております。

もう一つは、こういうことも実は今までありました。消防団の出初め式でございますが、来賓として議員は呼ばれるわけですが、ワンカップとちくわをいただきますが、ちくわは地元産のちくわでございます。お酒はどういうわけか、私がもらったワンカップは鹿島市産のお酒ではなくて、お隣の塩田町のお酒であったといようなことで、日ごろ地産地消という概念を持ちながら、産業の再生なり市政の再生を言う中で、地産地消と言いつつ、片や正月早々隣町のお酒を飲まなきゃいけない、こういうことが果たして理論として成り立つものかどうか。これが役所の仕事でなければ私は構わないと思いますが、そこら付近がどうも腑に落ちないときがあります。今回は、お酒もちくわもありませんでしたので、ほっとしました。問題がなくてよかったなという意味で、ほっとしているわけでありませう。

また、これは最近の話でございますが、私は昔から、いろんな市の公共物なりをつくるときには工事費の1%を文化のために使いなさいと、使ったらどうですかといことを常に言っておりました。これは神奈川県長洲知事さんが始められた考え方でありませうが、1%の文化化とい問題を今回取り上げてみたいと思ひますが、今度、浜川の河川改修におきまして、現在、東部中学校と大村方を結んでいる市道天神線があります。通称、東部中学校の生徒たちは「とんとん橋」と言っておりますが、そちらの方の話合いが実は県とあったところでありませう。

県の方は人道橋をつくりたいと、これは地元からの要望であるから、そのようにしたいといことでありませう。とんとん橋をそのまま残せとい御意見もあったようございませうが、そのように人道橋をつくるいことで決まりました。ところが、やはり何かその地域の文化に沿ういような橋をつくらせられないかなとい御意見もあったようございませう。まさ

に、いわゆる1%の文化化をするいいチャンスではないかなというふうに思っております。お金がないときに1%の文化はもったいないという御意見もあろうかと思いますが、これも地元の意向であります。どういうおしゃれをとんとん橋にするのかは、やはりその地域に住む住民の一つの権利ではないけれども、文化の象徴でなければならないというふうに私は思うわけであります。名称は東部中学校の生徒を中心として、公に募集してみようということになりましたが、どのような形の名前になるのかはわかりませんが、こういう場合に昔言った理念が、1%の文化化という問題が、ああ、またいいところが出てきたなというふうに思っておるわけであります。この1%の文化化について執行部はどのように考えられるのか、お聞きをしたいと思っております。これは市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

今の財政の苦しい中、1%の持ち出しをしなきゃいけないわけですから、それをどうするかということがございます。これは県の補償事業でございますから、県の方が全部見るわけじゃないんですが、出すと。残りを市が出すということになっております。そういう意味で、今回、とんとん橋の1%文化化という問題を取り上げてみました。

そのように、これは一つの具体的な例でございますが、職員の皆様の意識づけを含めて、いわゆる今回の50周年事業、あるいは今回のとんとん橋の問題、あるいは地産地消の本当のあり方はどうなのか、やはりすべてが全部100%みんな承知している職員ばかりではないと思っておりますが、それぐらいはお互いに横の連絡を取り合って当然なさるべきではないかなというふうに思っておるわけであります。

50周年という節目と合併を迎えているという、こういう中で職員も分掌の見直し、あるいは自分の日常の職務のあり方等々を考えるいいチャンスであったんではなかろうかというふうに思っております。法定合併協議会に出るときには、幹事会なりいろんな形を通して、まとめられて上がってくるわけでありますので、今回の市政の政策の流れなり、あるいは職務分掌なり、日常の簡単な業務なり、そういうものを含めて大きなチェック機能になったんではないかなと思っております、ここ1年の間ですね、きょうからじゃないですよ。1年ぐらい前からそのような方向が出てなきゃいけないわけでありますので、実際そういう意識づけができておったのかどうか、そういうものをお聞きしたいというふうに思っております。これがひいては市長の市政運営の基本的な問題になってこようかと思っておりますので、御指摘を申し上げ、市長の基本的な姿勢をお聞きしたいと思っております。

今回の予算審議での提案の市長の冒頭の演説にもありましたが、あるいは第4次総合計画において、ある程度桑原市政の中身については承知をしておりますが、やはり運営をしていくのは市長でありますので、縦の糸と横の糸をうまくかみ合わせることによって大きな運営ができていくと思っておりますので、市長の基本的な姿勢をお聞きしておきたいというふうに思っております。

次の産業の再生の問題でございますが、これは今、小泉内閣でも言われていますように、

構造改革をすることで活性化をしていくという大きな流れの中で、いわゆる産業の再生は鹿島市においては地域全体の再生にもつながる大きな問題だと思っております。私は、ファクトリーファーム構想なるものを提言し、市内の中小企業の食品や加工業者を1カ所に集め、そこにおいて工場見学等ができるような施設をつくる中で、鹿島市の特性を生かした食品、産物を含めた形での売買等ができる場所を1カ所つくるべきだというふうに御提案を申し上げたことがあります。

私の理想としておったところは、工場団地の横の準工業地域であります。もう既に民家が建ち、それぞれ自前の開発になってしまって、現在それにふさわしい面積はとれなくなってしまったなという気がしております。提言をしたときには、もっとよかったんですが、ちょうど当てはまるような形で提言はできたんでございますが、準工業地域というようなことで非常に、あるいは祐徳院の参道に近いというようなこともありまして、ファクトリーファームの構想は非常によかったなと私自身満足をしておったんですが、現在、時が流れて、そのような形になっております。

幸い、今回、東亜工機の工場団地への全面移転において、先ほど会長を呼んで勉強会をいたしました。そのとき工場見学ができるように今回はしたというふうにおっしゃっていただきました。やはりこれは大きな進歩だろうと思えます。今、中国の景気によって造船は好況であります。輸送関連はすべて好況であります。そういう意味で、東亜工機も事業拡大といういいチャンスでもあり、しかも一流の技術力を持っておられるというふうなことで、今回、工場内に工場見学ができるコースをつくったということでございます。そういう御報告を受けたところであります。

私はよかったなというふうに思っております。と申しますのは、企業においてこれだけの施設をつくっていただくということは、あらゆる面で活用できるということでもあります。一企業のことはもちろんであります。それに連なる私たち、例えば観光の面から、あるいは体験学習、あるいは修学旅行というような問題も含めて、いい施設をつくっていただいたなというふうに思っておるところであります。

今後、やはりこういうものを利用した中で、今回の産業の再生をもう一回洗い直しをすべきだろうというふうに思っております。グリーンツーリズムはもちろんであります。農林水産課と商工観光課がやはりお互いに横の連絡を取り合って、また別のものをつくり出すという、そういう作業を早目早目にしてほしいものだというふうに思っておるところであります。

観光というものは、すべての業種にお金が回るようになっておるようであります。たばこからガソリン代、電話代、お土産物、あるいは製造メーカーまで含めてあらゆるところに、公共物を発注する以上に観光の産業というものに対して投資をすれば、それだけ金が回っていく、市内全域に満遍なく回っていくという業種であります。また、日本におきましても観

光立国としての日本というものを位置づけておられます。いかに日本というものを魅力あるものにしていくのかという中で、観光産業にも力を入れておられます。したがって、佐賀県についても、鹿島市においても、いわゆる鹿島市の魅力づくりをやはりしなければいけないというふうに思っております。それは、ひいては観光産業の振興にもつながるでしょうし、地域全体の再生にもつながっていく方法ではないかなというふうに思っておるわけがあります。ファクトリーファーム構想は半ば崩れておりますが、それにかわるものの仕掛けをしていただいております。

また、グリーンツーリズムにおきましても、まだまだ具体的になっておりませんが、例えば伝承文化の運動や竹灯籠の運動等を通じて、そういうほかのイベントとの組み合わせの中で、グリーンツーリズムも新しいものができていくんじゃないかなというふうに期待をしております。ぜひこれについては今の取り組みを改めてお聞きしておきたいというふうに思います。

特に市長は、「自然を生かした、人が輝くまちづくり」というようなことでテーマを上げておりますし、「自然鹿島は肥前鹿島」ということもあるようであります。やはりそれにふさわしいものを具体的な政策としてやっていくべきものだと思います。合併は近いかもしれんけれども、合併は合併で議論をしていく中で、そういうものは出てくるわけでありまして。今、合併までにはまだ1年あるわけでありまして——1年もないか、もう少しあるわけでありまして、たたき台だけでもつくっておかれたらどうでしょうか。御質問を申し上げたいと思います。

次に、経済特区の問題であります。この問題は先ほどの中村議員の質問の中でも取り上げておられました。構造改革特区という大きな問題であります。これは経済特区に限らず教育特区もあるわけがございますから、構造改革特区というようなことについて一言述べてみたいと思います。

日本の経済が、いわゆるダウンする中で、スローダウンしていく中で財政の問題が問われておるところであります。今までは国と地方のあり方は、全国一律の金太郎あめ方式の補助金による一律の画一的な、そういうあり方であったろうと思います。今回は構造改革をすることによって、いわゆる活性化をするということがございますから、旧来の統一型、画一型の政策というのは今後国からは出てくることはないというふうに思います。その一つが構造改革特区の考え方であろうかというふうに思います。

竹下総理時代には1億円のふるさと創生資金なるものが出てきて、それぞれ地域において自由に発想をして1億円を、使い道はひもをつけない、自由に使える金ということで、各市町村が1億円ずつもらったわけですが、その活用についてはそれぞれさまざまだったというふうに思います。それに近い形の考え方だろうと思いますが、いわゆる構造改革特区は、鹿島市が知恵と工夫による、あるいは地域間競争に勝つためのそういうものだろうという

ふうにはまず思います。もう一つはやはり、事業主はあくまでも地元の市、鹿島市が責任を持っていく。あるいは先ほどから言いましたように、全国に先駆けて鹿島市が特別なもの、あるいは得意なもの、特性のあるもの、そういうものを実施していく、いわゆる従来は全国一律、金太郎あめ方式でございますから、どこにでも共通の施設や建物が建っていったということもございますが、今後はそれはあり得ないわけでありまして。そういう意味では地域の特性を生かした地域の再生のあり方を、いわゆる議論をしなきゃいけない時期に来ているというふうには私は理解をするところであります。

議会運営委員会で、先日、沖縄県の名護市に行ってまいりました。名護市は金融特区ということで、金融業の法人所得税を10年間、35%控除するというこの制度をもって、進出企業の税制措置を優遇することによって進出企業を迎えるというようなことであります。これは当然、沖縄振興特別措置法の問題もあるようではありますが、これも名護市長のトップの考え方でされておるわけでありまして。

私たち議員の研修に出てきて説明をされた方は、議会事務局もそうでございますが、女性の、いわゆる銀行から出向されている方が説明をしていただきました。やはり一生懸命頑張っているところ、あるいは地域活性化のために知恵を出したりしているところ、やはり我がまちに比べて違うところがあります。私もこのように申しております。沖縄は従来、大体支店、営業所に行く人は、失礼けれども、東京よりかは見劣りのする、あるいは名古屋、大阪よりかは見劣りのする、どちらかといえばどうでもいい人が今までは支店長なり営業所長なりとして赴任をしていたところでありまして。ところが、最近は東京と同格の地位も権限も持っている、そういう人が支店長、営業所長として赴任している状況であります。いかに沖縄というのが、これからどのような経済圏をつくっていくかということについて、東京にいる人間が今や沖縄に来て仕事を始めたということ、そういうことでしょうかと私が申しましたら、非常に喜んでおられました。現実には会社、企業はそのように今動いております。沖縄にいて、名護市にいて、いわゆる台北、北京、ソウル、東京よりか東アジアの方を経済圏とした方が、むしろ経済の範囲というのは広いわけでありまして、そのようなことでコンパスを回してみますと、200キロ以内には東京はないけれども、北京なり台北なり世界の有数な大都市を抱えるわけでありまして。そのように考え方は今変わっているわけでありまして。

したがって、名護市長は金融特区というものを申請されて、市勢の発展、あるいは地域活性化のためにこの制度を利用して、どのようにしていこうかということを考えておられるわけでありまして。やはりその地域の特性をみずからがよく知っておられるということでありまして。

今回、鹿島市においても、さまざまな民間サイドの御意見も出てきておるようでありまして。特区のあり方について、どういう具体例があるかということでも出てきておるようでありまして。前回の質問について、具体的な答弁はありませんでしたけれども、民間を含めて市長の指示

もあり、今研究をしておるといところでございます。

二、三、私の方から具体例を挙げてみたいと思いますが、これは私のお友達の意見であります。鹿島市シルバーポリス特区構想というものであります。もう一つは、鹿島市富くじです、宝くじの特区構想であります。内容については、もう執行部のサイドにもお話ししてありますよというようなことでしたので、詳細は避けるにして、今後このような形で鹿島市の特性、いわゆる鹿島市が身につけておるもの、そういうものに対する再度の見直しをして、いわゆる検証をして、新しいものをつくっていく、そういう作業をすべきではないかなというふうに思うところあります。構造改革特区についての考え方がございましたら、お知らせをいただきたいというふうに思います。

お聞き苦しい点があったと思いますが、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは私の方からは、中西議員の1回目の御質問の中で、市政の再生、この中の市長の基本的姿勢の中で触れられました鹿島市市制50周年記念事業についてお答えをいたしたいと思っております。

この事業の趣旨として、私どもは、鹿島市が誕生して以来、これまで多くの先輩たちが現在の鹿島市をつくり育て、私たちへ引き継いでいただきました。50周年という大きな節目の年を迎えるに当たり、昔を懐かしみ、現在の鹿島市に生きる喜びをともに分かち合い、平成16年がみんなの記憶に残るような思い出づくりができればと思っています。そして、鹿島市民一人一人がそれぞれの記念事業の主催者として、あるいは参加者として、また観客としてかわりを持っていただくことを願い、50周年記念事業を計画いたしましたということをやっております。

次に、実行するに当たりましては、市民参加、既存グループとの連携、新しいスタッフの発掘、育成の大きな三つの目標を掲げ、また、50周年記念事業実施本部、調整部会、個別イベント実行委員会の三つの推進組織を立ち上げて取り組んでいるところでございます。これによりまして、幼児から熟年者まで楽しみ参加できるいろんなイベントを企画したところでございます。

そしてまた、この50周年記念事業を実施するに当たりましては、研究会、そして、それをまとめた事務局で作成した計画案を庁議という市の施策決定機関に諮り、承認してもらいましたので、これは私どもは市の公式行事として取り組んでいるという認識に立っております。

そして、その中で手続手順がわかりにくかったので、出発時点では議会を完全に無視していたのではないかなというようなことも言われましたが、これは決して無視したわけではなく、

今回計画いたしましたいろんな企画案につきましては、先ほど言いましたように多種多様なイベント、あるいは行事等を組んでおります。そういう中で、私どもが皆様方に説明できるような成案をつくる前から、それと同時に並行しながら進んでいかなければ到底間に合わないような行事等もあったわけでございます。その一例が、今回4月に開催いたします「なんでも鑑定団」ですね。そういったものをもう大分前からしていかなんと間に合わないという状況でありましたので、どうしても皆様方に説明する成案ができ上がる前から取り組む必要があったわけです。そういうことで、皆様方に中身を説明できる成案ができるまでは結構期間がかかりましたので、そういう意味では御迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、決して無視したのではございませんので、その点は御理解を賜りたいと思っております。

それから、ビールの50周年記念シールの件ですけれども、これはまず前提として市民の皆さんの方から、市が50周年行事をしているならば、こういう面で協力をしたいという、まず提案があったわけです。その提案といいますのが、先ほど言われましたように、サッポロビールという要望はあったわけですが、しかし、我々がこれに取り組むに当たっては一定の販売をしなくちゃいかんと、それは大体3,000ケース以上売れないと、そういった記念シールを張るといような企画についてはビール会社は取り組んでもらえないということで、じゃ、3,000ケース売れるようなビールは何かということで市民の方が検討された結果、アサヒビールの方だったら自分たちもこの期間中に3,000ケース以上ははけるだろうということで、アサヒビールにしたいということで提案があったわけです。つまり、このことは行政側からこういうことをしたいので協力をしてくださいとお願いしたわけじゃなく、皆さん方、市民の方からのありがたい申し出があったわけですから、これをお受けしたという前提がございます。このあたりを御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

私の方からは、まず出初め式のワンカップのことでお答えをいたしたいと思っております。

これは昨年まで実施をいたしておりまして、粗品としてワンカップとかまぼこを差し上げておりました。そして、これは市内の産品を使用することということで方針を決めておりました。それで、先ほどの御指摘は市外のものがあったということでございまして、これは考えられることは、数がそろわなかったか、もしくは発注をするときに私どもがこれを徹底していなかったということが考えられまして、不手際があったことをおわびいたしたいと思っております。

なお、今年度は、この粗品を配布するということは廃止をいたしております。

それから、次に1%の文化化と、ちょっと意味がとれませんでした、1%の上乗せとい

うようなことでの御質問でございましたらば、これは一般質問の最初の日、橋爪議員にもお答えをいたしましたように、鹿島市においては予算規模が小さいものですから、予算の上乗せとか、そういった新たな歳出、これはなかなか難しいというところがございます。

それから、経済特区の件でございますが、確かに御指摘がありましたように、民間から大分類で2項目、小分類で五つ、5件の提案がっております。それで、現在市長から、民間からこういったアイデアが寄せられたと、これについて検討のチームを発足させろというようなことで指示がありまして、市役所の若手職員6名で構成をいたします検討チームを立ち上げてまいりました。これは中村議員にもお答えいたしましたように、なかなか難しい取り組みとなっております、このチームはまず心当たりが全然勉強もできておりませんので、まずは一から勉強をというようなことで検討を続けております。ただ、ここで検討をいたしましたノウハウと、それから、この職員の特区に関する勉強、これで得た知識は後だってまた財産として残っていくものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、この民間からのアイデアについて特区の構想として提案できるか、もしくは特区として認定申請が可能であるか、こういったことを論議の方向といたしまして、万一不可能であるならば、その理由も含めて論議をすることといたしております。

なお、鹿島市役所各課からの提案は11件ございまして、引き続きこの件についてもあわせて検討をいたしておるところでございます。これは先日の中村議員にお答えをいたしましたとおりでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

21番中西議員にお答えをいたします。私の方からは、観光産業の振興についてということでお答えをいたします。

2点ほどあったと思いますけれども、まず第1点目の、東亜工機さんが現在、谷田工場団地の方に全面移転のために工場を建設していただいておりますけれども、その中に工場見学のコースができるということですが、私、今初めてお聞きをしたわけですが、大変うれしいことだなというふうに思っております。というのは、昨年も県内、県外も含めて工場見学をさせてほしいというふうな要望が我々の方にあっております、そのときも東亜工機さんの方に御無理申し上げて工場見学をさせていただいたというふうな経緯もありますので、今後は会社の方と十分協議をさせていただいて、何かの観光の面等で活用できるということであれば、十分にそれを活用させていただきたいなというふうに思っております。

それから、次の観光産業が活性化として大きなウエートを占めてくるのではないかなと、

占めるというふうな趣旨の質問であったと思いますけれども、まさしくそのように我々も感じております。その手段として、鹿島市の魅力づくりが必要ではということですが、これまで鹿島市のよさを内外にPRしていただくために、有明海の干潟を活用した干潟体験なり、それから、鹿島市の伝統的な芸能である面浮立を中心とした伝承芸能フェスティバルの開催などに代表されるように、鹿島市ならではのものを実施していただいておりますし、鹿島市の魅力アップにつながっているものというふうに思っております。

ただ、今後はこれらのイベント等に訪れていただいている方々に対して、少しでも長く滞在していただくようなことがどうしたらできるのかというのが大きな課題として残っているというふうに思っております。ただ、これは我々行政だけでももちろんできるものではないというふうに思っておりますので、農業、商業など業種を越えた連携が必要になってくるというふうに思っております。

それで、今、産業部内では、4月から市の施設としてなります自然の館の活用を図るために、有明海の干潟、それからミカン狩り、また、山間部で楽しみながら体験できるものを組み合わせ、体験型農業、グリーンツーリズムの実現に向けて、現在プロジェクトチームをつくって検討をさせているところであります。

それから、もう一つの動きといたしまして、月曜日の中村議員の質問の中にもあったかと思っておりますけれども、七浦産業振興会やWWFが中心となりまして、市内の企業、それから酒醸造も企業ですけれども、温泉、それから個人農園などと協力をしながら、業種を越えてまさに全市的な取り組みとして、鹿島有明海堪能ツアーということで、4月10日、11日の予定で、既に現在東京、福岡の方面から募集をされているところでありますので、この成功に向けては市としても協力をしていきたいというふうに思っております。

それで、今後、先ほど申しました伝承芸能フェスティバル、それからガタリンピック、それから、昨年からしていただいております竹灯籠といったイベント等々の開催とあわせながら、1年を通じてそれぞれの鹿島市ならではの季節の特色を出して、このエコツアーを実施していくことができるといって計画をいただいておりますので、我々市としても、今後これらの組織化とか、そういうものに向けて各地区にはそれぞれ振興協議会というのがありますので、そこら辺と連携を図るような協議会をつくっていければというふうなことで、現在模索をしているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、市政の再生の問題でございます。市長の基本的な考え方はお聞きできませんでした

が、大体今回の冒頭の演説なり、第4次総合計画なりを理解してこいというようなことでございませうから、そのようなことというふうに理解をしてお聞きをしたいと思います。

50年の節目という問題と合併という問題、この二つの問題に、やはり私自身もそうですが、まだまだ大きなものを持っていない、特別な気持ちがまだない、市民にとっても恐らくそうではないかなというふうに思います。

ケーブルテレビを見ている方あたりは、合併についてもいろいろな議論がされているというようなこととお聞きでしょうが、合併はどがんするねということについてはありますが、中身についてはなかなかない。鹿島市がどう変わっていくかという議論まではまだいっていないという状況だろうと思うんですね。

そういうふうに、市民の中には、あるいは役所の執行部の中にも、通常の業務を見直して今のあり方をどうしていこうかということの作業を、いわゆる持続的な作業を恐らく1年間ぐらいかけてやはりすべきだと思うんですね。してきた結果が、多分法定合併協議会あたりに書類として出てくるんでしょうけれども、なかなかそういうものが見えにくいという形があります。これは議会においてもそうではありますが、なかなか見えにくいものがあるというふうに理解をします。

ただ、常にこういう記念行事というのは、今いみじくも市の、民間の方からのいろんな申し出があって、それに対することを私たちは受け継ぎをして、していますよと言いますよね。じゃ、今回50周年記念事業にあわせて各部ごとに競争して、何か市民に訴えるものを、あるお祝いの日でもいいですから、発表会なりしていただけないでしょうか。市民は行政からチェックされる側に常にあるように私は思います。今度の50周年の記念をして、市民が本当に行政をチェックできる、そういう日を1日つくってもらえませんか。いわゆる本当に自分たちのやっている業務が、分掌が、市民サービスにつながっているのかどうかですよ。それをこういうときにしてほしいと思います。執行部はいつまでも後方舞台に立って、いや、主人公は、舞台上踊るのは市民だから、私たちは舞台づくりに励めばいいんだというふうなことを、それが役割みたいに言われますが、実際は逆で、市民のチェックに回っているのが執行部であって、チェックされているのは市民であるという気がします。

その力学の流れを逆に見ませんか、1日だけ。そういうのが本当の50周年の記念事業じゃないかなと、あるいは50年かけて積み上げてきたものが初めて公になるんじゃないでしょうか。私は各部ごとの出し物を出してほしいと思います。それが何であれ、それはお任せをしてよろしいかと思しますので、そういうことをしてほしいと思いますね。

そして、やはり50周年の節目というのは、そのときのリーダー、いわゆる桑原市長が、この節目に何をしようとして、今後何を訴えかけていくかということ、やっぱり僕は事務方に任せるのではなくて、市長みずから立ってすべきじゃないかなと思います。

というのは、私は全協の会議のときにも申しましたが、市長は当選当初、村おこしのリー

ダーであります。それに市民がみんな賛成をして、賛同をして、そして新しい市長像というものを描きながら投票したとっております。今こそやっぱりそれを忘れることなく、今回50周年という1年間の間に、いわゆる桑原市長が馬場市政をつないで、マラソンに例えて、市長はたすきを私は渡していくんだというふうな謙虚な気持ちで言われました。その作業をやはり具体的に示すべきだというふうに私は思います。

一つは、農業に対して竹下登元首相のふるさと創生資金にあやかっ、鹿島市においても市長は、その当時10,000千円くらいだと思いますが、そのときにもふるさと版の鹿島版という形で、いわゆる自由に使って結構だということで、市内各地域にされたと思うんですよね。その資金を使って、使途それぞれその地域で、その地域に合うものをされたと思います。講演会をしたところもあるでしょうし、何かの記念事業をしたこともありますでしょうし、そういうことをされてきたと思うんですよ。その集大成の報告を私は聞いておりませんからわかりませんが、恐らくその地域にあるもの、その地域に与えられた課題について、住民みずから考えたことをやってきたと思うんです。その作業はやはり大事だったと思うんです、鹿島市政の運営のためには大事だったと思うんです。今回それがなくなっていくということで、私はちょっと不満があるわけでありまして。やはりもう一回、ふるさと創生らしきものをやはり市長みずから政策をとられる。普通の業務ではそういうことはなかなかできないわけでありましてから、こういう節目のときに思い切って桑原カラーというものを出して、そして自分自身の、市長の在任の反省の糧ともしてほしいというふうに思うわけでありまして。

非常に今回は、余りにも実務的すぎるというふうに私は考えます。今後まだまだ、議会も土俵に乗せていただきましたので、議会運営委員会として、今回自分たちの年に1回の研修を市民とともに聞こうと、そういう機会にしていこうというものを今、議会運営委員会を中心に話し合いをしておるわけでありまして。土俵に乗らなかった場合は何もなかったと。従来手法で、議会の議員だけが研修会をするということになったかもしれません。そういう意味では大きな意味があろうと思います。

特別委員会におきましては、本物のまちづくりというようなことで特別委員会主催でした行事も昔はありますが、それにちなむわけじゃないんですが、やはり一つの節目をというものを大事にして、そこの中で再スタートを切るための一つの手だてにしたいというのが、議会は議会です。そういうことを今話し合いをしておるところであります。恐らく決まったら実行委員会の方に御報告があろうというふうに思います。そういう意味で、市長の市政の再生という問題について、財政だけではなく、これからは施設だけじゃなくてハードからソフトへのいろんな移行があるわけですので、そういうものを何とか今後工夫していただければなというふうに御期待を申し上げておきます。

ビールの問題でございますが、ビール戦争になりたくはないのでございますが、どちらかといえば私は第三者のビールが好きなものですから、ビール戦争はしたくないんですが、最

後はやはり実行委員会が50周年記念のラベルに対してオーケーを出すわけでございますね。それはやっぱりそうだと思うんですよ。何でもかんでも勝手に使っていいというものではないだろうなというふうに思います。

そこで、やはり、それこそ執行部は市民をチェックする側でございますから、チェックをする意味では、井戸を掘ってくれた人はだれだったのかということのを常に承知しておかなければならない、そういう問題であります。逆に、鹿島市はお酒の宝庫でございますから、日本酒の方がいいかなというふうに思ったりもします。これはもう具体的な答弁は必要ありません。

地産地消という問題で出初め式の話をしました。紛れ込んでいたわけではなくて、私がこっそりと総務課の方に注意をした後は必ず地元のお酒を利用させていただいている。だから、私が言ったのは非常に古い話でございます。そういうふうに地産地消を片や言いながら、じゃ、地元産については何でそんなに冷たいのかと、もっと常に頭の中において作業をしなければいけないことではないんですかという御指摘でございますので、それがいいかどうかのことではありません。

1%の文化化について、わからないとおっしゃいましたが、例えば鹿島市の庁舎があります。入り口があります。そこには面浮立の壁画があつたりします。あのよう、いわゆる物を建てるだけではなくて、その地域の文化や歴史を反映したもの、そういうものを一つ押さえをすると、軽い意味であります。

だから、先進地の神奈川県におきましては、学校校舎を人口増に伴いまして、たくさんつくるわけでありまして。そのときに学校を同じものをつくるのではなくて、その地域に合ったいわゆる愛着の持てるもの、そういうものを探して、そこに1%のその地域文化ですよ、その地域文化のために1%、いわゆるこれは請負工事の1%でございます。請負工事の1%をそういうおしゃれに使う、その地域に住んでいる人が将来自信を持って、世の中に出ても自分の町や村にはこういう文化があるんだ、こういう歴史があるんだという自信を持たせるために、神奈川県知事はそのような発想で事業を推進してきたわけでありまして。鹿島市にできないことはないと思いますが、その当時は予算の都合上できないとおっしゃいましたので、できないんでしょうけれども、今回は、とんとん橋につきましてはそういう御意見もございまして、御検討をいただければなというふうに思います。

合併も近いうちに参ってくるわけでございます。法定合併協議会の委員として、本当に議会を代表して、つらい思いをしながら現在出席をさせていただいております。非常に私自身、勉強になっておるところであります。今まで自分の得意な分野だけ勉強しておけば何とか過ごせたものが、委員に就任したばかりに、自分の苦手な分野もあわせて勉強せざるを得ないということで、非常に私自身は感謝しておるところであります。そのように合併の一つの協議を進めていく中で、やはり職員一人一人がこれに向けての物事の立て方といいますか、

そういうものがあつたというふうに私は理解をするわけでありまして。当然、いろんな段階的なものを通じてなされてきたと思いますが、それをいわゆる意識的にしてきたかどうかです。合併に連なるものについてですね。そういうものがはっきりした形であつたかどうか、なかつたら市政の再生はあり得ないし、あつたら市政の再生があるというふうに僕は判断をするわけでありまして。

産業の再生については、そのようなことでいろんな構想が将来出てくると思います。やはりそれのかけ合わせを地域のためにはせざるを得ないんだらうと。地域の再生をするためには、いろんな特性のかけ合わせである。かけ合わせをすることによって、その地域の魅力がまた一段と増す。そうすると、よそからですね、ああ、あそこのまちにも行ってみたいというようなことで、たくさんの方が訪れてこられると思います。私も副議長の職として今、議会の方に全国から議会議員の研修に見えます。議長が都合が悪いときには私が出るようにしておりますので、私も二、三出たことがあります。じゃぶじゃぶ作戦なんていうものについて勉強したいというふうに来られました。話を聞いてみると、相手の方が物すごく先進地なんです。逆に私たちの方がおくられているところがあります。でも、何かやはり微妙に、じゃぶじゃぶ作戦がいいのかもしれませんが、そのように来ていただけるようであります。これも一つの魅力であります。あるいは、浜町の町並みのことについてもそうではありますが、そのようなことで、最近、議員研修においても全国から見えておられるようであります。

そのようなことで、新しい鹿島市の魅力を第三者の立場でもう一回、今判断をしておるところであります。特に鹿島市の魅力ができた時点では、あらゆるものが流動的に動き始める。流動的に動き始めれば経済的にも動き始める。そしたら市民の意識も変わってくるというふうに思っております。

ただ、現在、観光協会においては伝承文化なり竹灯籠なり鹿島踊りなり、それぞれ協賛したり主催をしたりしてイベントをやる中でありますが、イベントはあくまでも手段であって目的ではないと、よく福井議員がおっしゃいますが、そのように私も思います。イベントを目的化したために、おもしろくなくなったというのがたまたまあるようであります。

特に今回、鹿島市長は何かにつけて竹灯籠のあのフェスティバルはよかつたというふうに言ってお聞きまして、お褒めがあるんですが、当事者はどうしようかなというふうに今考えておるところであります。やはりつくり初めは非常に大変なものがあつます。井戸を掘るという意味はそういう意味でございまして、大変な御苦労があるようございまして。これはことしもやるようになりましたので、この場をかりて御報告をしておきます。市長の御協力を、竹灯籠についても一段の御協力をお願いしておきたいと思つます。これは今、純粋な民間でやっておりますので、ことしは実行委員会なりの形をとっていくんではないかなというふうに思つておるところであります。

このように観光というものは、いわゆる魅力をつくり上げることと、そして、そこに住む人の親切心だというふうに思います。観光産業を魅力あるものにしていくために、どうか農業、商工含めて議論をしていただきたいというふうに思います。できれば横との連絡を密接に定期的にやるために、研究会なりでも早急に立ち上げていただきまして、そのような形のものでできればなというふうに思っております。

この前は、ちらっとまちの中で観光ボランティアという人に会いました。そういうことで、民間は民間でボランティアの講習もあっておるようであります。一つ一つ着実に進んでいっているなというふうに私も理解をしているところであります。そういう意味で、改めて環境産業についての御支援もお願いしておきたいと思っております。

構造改革特区については、先ほど部長が言われましたように、それぞれいろんなアイデアが出てきておるんでしょから、国の方の基準に沿うのか沿わないのか、そういうこともありましょ。ただ、この構造改革特区を勉強していくことが、新しい——いわゆる、僕が常によく言うように、職務の分掌規定を変えていくんですよ。今までは行財政改革大綱をつかって、その中でやっていくんだということをやった。あるいは環境ISO9001かな、そういうものを導入することによって、また市内の、庁内の活性化を図っていくというようなことがあったらと思うんです。そういう意味では、また新たなこういう構造改革特区という一つの見方を変えることによって市政を再生していくということでございますでしょから、改めて今後も引き続き持続的な改革をしていただきたいというふうに御希望を申し上げて、一般質問を終わりたいと思っております。

市長の御所見があれば、一言ごあいさつをいただければなと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

50周年記念事業で、各部ごとにでもいいから報告会をやったらどうかと。これと村おこしの手法を具体的に示すべきだと、これをかけ合わせまして私答弁をいたしたいと思っておりますが、我々の日常的な仕事、あるいは政策というのは、市報、あるいはホームページということで市民の皆様に広報しております。今回、その集大成として鹿島市史の発行をいたしますし、50周年の記念史も発行をいたします。こういうもので大まかなことは足りるというふうに思いますが、提案をいただきました村おこしの手法といいますか、これを具体的に示したらどうかと。これはやはり私も今までやってきた集大成として、取りまとめて発表する必要があるのかなというふうに思います。

それは、やっぱり鹿島市の中身的な特徴というのはここにあるんですね。つまり、民と官が非常にうまく連携がとれている、あるいは民間の活動というのは非常にレベルが高く、活発なところ、これは日本的に言っても私は最高レベルにあるんじゃないかというふうに思っ

ております。そういう部分が実は鹿島市の政策として、ある新聞社の賞を、我々の市政を高く評価していただいて、実は2回、公表しておりませんが、日本全国から見てということで表彰を受けております。

もう一つは、例の茨城県の鹿嶋市との市名論争のときに、茨城県の鹿嶋市からお見えになりまして、そのときはどれくらいだったか、20名近くおられたんでしょうか、鹿嶋市の民間と議論をいたしました。最終的に向こうが引き下がられたのは、その理由に佐賀県鹿島市は民度が高いということで敬服をして引き下がられたと、こういう経緯もございます。

したがって、実はそういう切り口から整理をしようということを思ってもおらんやっただけですから、今回いい提言をいただいたというふうに思っております。うちの部課長も聞いておりますので、どういうことを具体的にまとめればいいのかと、これは議員諸兄も聞いていただきたいと思いますが、やはり村おこしの手法というのは、まず基本的には、市民が自分たちのまちづくりの主体者であるということを感じていただいて行動に移していただくと、このことに尽きるわけですね。何でも行政に頼る、頼む、こういうことだけではないかということになります。

この民間レベルの活動を、例えば、ここ10年ぐらい振り返ってみても、時系列的には順不同になります。ここにちょっとメモしているものを書いてみますと、浜の町並み保存に対する今いろんな活動が幅広く、奥深く始まりました。あるいは先ほど議員も申されましたように、竹灯籠のことも始まりましたし、それから伝承芸能祭もかなり確かな形で今継承をされておりますし、あるいは各地区の振興会ですね、こういうものも非常に活発になってきております。そしてまた、シギ・チドリネットワーク、海の森事業、こういうものについても民間レベルで非常に盛んになってきております。こういうこと、あるいはまた、この海の森、シギ・チドリネットワーク、これは環境問題に関してでございますが、この環境問題をまちづくりと融合させてやっているところということで、鹿島市は実は高い評価を受けております。WWFからは駐在員を鹿島市に派遣していただいておりますが、実はこういうところに着目をして、そして、ここで学んだことを全国、全世界に発信をするということであります。鹿島方式と彼たちは今呼んでおられるわけです。あるいはまた、こういう活動に対して韓国の大学、あるいは民間からも視察に来られたところでもあります。

それから、まちづくり、ハード面でも非常に鹿島市は特徴的な高いレベルのものを民間でやっていただいております。それは道路の舗装とか改修とか、これを市は原材料支給という形でやって、作業を地元の人たちがやっていただいているということであります。

ちょっとその規模を紹介してみますと、平成15年度予算でいいますと、都市建設課関係で予算規模で22,000千円、それから農林水産課関係で23,000千円ぐらい、都合45,000千円、来年度もできるだけこれを維持するよとということをやっているわけですが、この45,000千円のお金、大体毎年これぐらいの原材料支給をやっている状況です。これは成果を

申し上げますと、都市建設関係では22,000千円の予算で15年度は約 940メートルの生活道路の舗装、路肩修繕、こういうものを民間の皆さんがやってもらっております。それから、農林水産課関係では林道を 2,776千円の予算で 1,004メートル改修をやってもらっています。それから農道、あるいは用排水路関係では、農道が今年度だけで延長 8,111メートル、水路が 1,349メートルですね。都合45,000千円の予算で、道路の延長距離を言いますと、940足す 1,004足す 8,000ですから、約10キロですか、10キロをたった45,000千円の予算でやっていただいているわけです。これは非常に特徴的なことです。マスコミも取り上げてくれませんが、こういうふうに、こういうものがいっぱい我々は民と官が一体となって、あるいは市民のまちおこしの感覚による努力によって非常な成果を上げておりますので、例えばこういう面をピックアップして、一つのものとして集大成をしまして、何らかの形で議会にも、あるいは市民の皆さんにも発表、紹介をしたいというふうに思います。

それから、予算の1%を文化面にと。1%という固定的なものではございませんが、できるだけやっぱりこれは文化面、あるいは環境面にもそうですが、配慮しながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますし、今までもできる限り蟻尾山公園の整備とかスカイロード、桜通り、浜町のこと、こういうところでもやっておりますし、また、環境面に配慮としては、私は10日ぐらい前にちょっと現場を見に行きましたが、広平線ですね、これは辺地道路で市の単独事業でやっておりますが、ここが道路を拡幅することによって河川をずらす、片側に道路がかかりましたので、その反対の河川の堤防を広げる、この工事をコンクリート張りではなくて、全部石積みでやっておりますので、どうか議員諸兄も一遍見に行っていただきたいというふうに思います。そういう面には十分注意をしてやっておりますし、これからもやらなければいけないというふうに思っております。

それから、合併についてですが、実はこれはもう全庁的に全職員がほぼかかって、総力戦でやっております。これは 2,000項目ものチェック作業をしなければいけないということは申し上げておりますが、合併協議会の下部組織といいますか、準備段階で作業部会、あるいはその上に専門部会、そして幹事会と、こういうもので調整、積み上げをしてきたものを合併協議会に提案しているということでもありますので、これはもうピラミッド型で全職員がこれにかかっていると言っても過言ではございません。

あるいはまた職員も、合併についての総合的な知識も必要であります。これは部課長会でもポイントについては私の方から経過を説明しておりますし、また、住民説明会の前には全職員を対象に、半分ずつ分けまして、業務もありますので、全職員に今までの経過、あるいは私なりの考えを説明したところであります。

この合併についてももう少し申し上げますと、これはもう不可欠、今はそう思っております。ちょうど皆さん方、2年半から3年ぐらい前になりますか、合併、もうしなくて済むことならば、気持ちとしてははしない方がいいですよというところからスタートいたしました、い

ろんな状況の変化、あるいは国の政策の転換もございまして、今はもう合併をしなくて済むなんていう考えは毛頭もございません。それを一番わかっているのが我々、行政内部におる者がそうでありますので、住民の皆さんに対して、なかなかやっぱり理解しにくい点もあります。そういう方々に対しては説明というより、むしろ説得してでも、この合併を成功させなければいけないというふうに思っております。これは一言で言いますと、合併をしないで行政は成り立っていくかと、成り立ってはいくんです。ただし、負担はかなり高くなるし、サービスは非常に低下します。そういう状況がもう目に見えておりますので、今のサービスをできる限り低下させないように、これ若干は低下しますけどね、こういうことを私たちは住民の皆さんにもっともっと強力に説明を、あるいは説得をしていく必要があるというふうに思っております。

それから産業の再生、確かに申されるとおり、あるいは感覚的に私も全く一緒です。特に地方は定住人口がふえないという状況の中で、交流人口の活用という切り口からもそうですし、また、東京農大だったですか、九州大学の農学部だったですか、野村たいすけ教授が、今からは観光産業という一面的なとらえ方ではなくて、産業観光だというふうに看破をしておられる。これはもうはるかに10年以上前にこういうことを提起されたわけでありまして。

つまり産業観光とは何かというと、先ほど議員がおっしゃいました産業、例えば農業を観光に利用するグリーンツーリズム、あるいは漁業、これはブルーツーリズムとっておるのかな。（「ブルーです」と呼ぶ者あり）ブルーですね、ブルーツーリズム。あるいは林業なんか、海の森なんかは結果的にそうなっているんですね。去年なんかは石川県とか大阪府とかもボランティアで参加をしていただきましたし、九州一円からもこの海の森事業に参加をしていただいております。あるいは工業面においても、先ほど御紹介がありましたが、東亜工機の工場見学、こういうものも該当するのかなと、観光面に産業を利用すると。あるいはエコツーリズムだってそういうジャンルに入っていくんだらうというふうに思います。

やっぱりこういうふうな産業と観光を掛け合わせることによるいろんな交流人口の活用というものを、もっと柔軟に幅広く我々自身が今から考えて、いろんな政策を編み出していかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で21番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明11日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時37分 散会